

明治への過渡期の教育二

——皇学者の大学校計画と皇学所——

大橋博明

はじめに

この小論は「明治への過渡期の教育」一（『中京大学教養論叢』第四五巻第三号）に続くものである。当初の計画では、豊橋藩の皇学寮、三河県の修道館、京都の皇学所を対象とすることになっていた。しかし、前二者は「地域をつくる」（『中京大学文化科学叢書9』）で取りあげたので、残る対象である皇学所を考察することにする。皇学所は、皇学者すなわち日本の古典を研究して国体と国民の道を明らかにしようとした者が立案した大学校計画の核心部分を暫定的に具現したものであるので、その計画を対象に加えることにする。

なお、この考察に止まると、欧米に似た大学が構想された（『大学規則』）明治三年までの皇学教育およびそれと漢洋両学教育との関係の軌跡を追究したことになるので、昌平・開成両学校、東京の大学校・大学、京都の大学校代も対象にする必要があるが、それは次稿に譲ることにする。

1 「学舎制案」の作成とその扱い

神祇事務局判事平田大角（隸胤）、内国事務局権判事玉松操（真弘）、矢野茂太郎（玄道、慶応四（一八六八）年二月二〇日に神祇事務局書記を命ぜられたが固辞）は、新政府から慶応四年二月二二日に学校の設立に関する制度、規則などの調査（この役職の通称は「学校掛」）を命ぜられた。このとき調査について左のような方針を口達された。

此節不容易御時節是上外国方如何様之儀渡来可致も難計仮令何様之儀有之候共一切彼二压倒不被致候様規則盛大嚴重二相立候様可致候事

鏡胤は三月四日に内国事務局判事に移り、玄道は五日に同局権判事に就き、真弘とともに、調査に着手した。¹⁾

三者には、この任に就く前に、左のような活動がみられた。岩倉具視（慶応三（一八六七）年二月九日に参与任、二七日に議定任）は、天皇親政のあり方を模索するうえで、参考にせざるを得ない古代王政の解説者として、三者を必要としていたが、彼等が漢洋の両学を「本教学」すなわち「惟神の大道」を明らかにする学の羽翼としてしていることについては、それが、前者を内容とする教育を副次的に位置づけることを問題視し、双方の担当者の間に対立を生じさせることを懸念していた。具視が描いていた大学校像は、慶応三年三月の「済時策」によれば、三者とは異なり、「和漢洋ノ諸学ヲ研究スル大学校」すなわち諸学が並立する大学校であった。²⁾

鏡胤「文久二（一八六二）年に久保田藩古学改任」は、慶応三年二月九日に「王政復古の大号令」が発せられると、同藩から一二月に上京を命ぜられた。翌年一月六日に着京すると、沢為量（二月二五日に奥羽鎮撫副総督任）の使いから具視が面会を求めていることを知らされ、その日に彼を訪ねた。久保田藩は藩主の新政府への応召を藩内の争論を鎮めた後にすると釈明し、かつ新政府、諸藩などに関する情報を得ようとしたのであるが、具視も同藩の事情を把握しようとしたのであろう。以後鏡胤と具視は、主に神祇・教育に関して互いを必要とする関係になった。久保田藩が「一藩勤王」を決めたのは慶応四年七月であったが、鏡胤はすでに、二月二〇日に神祇事務局書記に、二二日に同局判事に任ぜられていた。彼の滞京の居宅には、三月の羽田野敬雄（常陸・栄木・佐可喜、後述）の記録によれば、「諸国有志人々、日々五十人七十人」が出入りしていた。³⁾ 真弘は、近江国滋賀郡坂本村次いで真野村で国書を講じていたが、慶応三年二月二五日に蟄居中の具視に会い、彼の腹心になった。受講者三上兵部（三宮義胤）が、一月に具視から心志端正で時務を論ずる書を草する才のある者について心当たりを聞かれ、真弘を推挙したのである。真弘が王政復古について九月に具視に、「務メテ度量ヲ宏クシ規模ヲ大ニセンコトヲ要ス故ニ官職制度ヲ建定センニ八当サニ神武帝ノ肇基ニ原ツキ寰宇ノ統一ヲ図リ万機ノ維新ニ従フヲ以テ規準ト為スヘシ」と献言したことはよく知られている。⁴⁾

玄道は弘化四（一八四七）年に篤胤に入門。文久三年一二月に神祇伯白川家の学師になり、元治元（一八六四）年から堂上公家の五条家に出講し、慶応三年三月に唯一神道宗家の吉田家が設けた大学校の学頭にもなった。この間、元治元年一二月に神祇伯白川資訓に代わって神祇官再興建議書をつくり、慶応元年一二月に薩長藩主へ大宮祀と大学校の設置を朝廷に奏上することを建議した。大学校は「神皇の大道」を教諭するものであり、各藩に設置される皇学校の上に位置づくものであった。薩摩藩主に対してはすでに嘉永五（一八五二）年七月に和學校設立の建議を六人部是香「文政六（一八二三）年に篤胤に入門」の名でしているのが、再度ということになる。薩摩藩主の周旋により、朝廷は大学校を京都の吉田村に設置することを慶応三年二月に決定し、玄道を学頭に就けることにしたが、設置には踏み切らなかつた。一二月九日に、朝廷が、宮、堂上、地下、官人に対する王政復古の諭告で、施政について貴賤に拘らず忌憚なく献言することを求めると、それに応じ、具視をとおして総合的な政策（「献芹簞語」として出版）を建言した。「本教」の三綱領（祭祀、仁政、威武）と三三項にわたるその具体化策の一項のなかではあるが、大宮中

に大学校を設置することをあげている。さらに翌年二月二日に、少納言で二〇日に参与になる五条為栄をとおして朝廷に、大学校を早々に設置することを建言した。その大学校は「天下の士庶賢不肖となく遊学従事せしめ、近くは綱常彝倫より、遠くは裁成輔相、治国安民の道を講究討論せしめ」るものであった。この建言は二三日の学校調査の命につながったとみられる。⁵⁾

鎌胤宅に入りしていた者のなかには、土肥典膳、落合源一郎(直亮)、権田直助、飯田守人(武郷)、山本一郎(速夫、亀井孫六)、福羽文三郎(美静)、西川善六(吉輔)そして敬雄がいた。彼等の慶応四(一八六八)年三月頃までの履歴は左のようであった。

典膳は岡山藩の上士で勤王派、同志とともに長州再征軍の西進の阻止を企て、慶応四年一月の鳥羽伏見の戦いの際には藩兵を率いて皇居清和院門を警衛した。⁶⁾

直亮は尊攘論者。薩摩藩士益満休之助他が関東攪乱のために慶応三年一〇月頃から糾合し、江戸三田の藩邸に屯集させた草莽隊に小島四郎(将満、相楽総三)・直助とともに入隊し、副監に推された(総監は総三)。旧幕府軍の藩邸焼打ちにより京都に逃れ、征討大將軍嘉彰親王に扈從した。慶応四年二月から三月にかけて、具視の内命を受けて直助とともに関東の状勢を探った。⁷⁾

直助は医師。天保八(一八三七)年に篤胤に入門。為栄の召致に応じて文久二(一八六二)年一月に上京し、尊攘派の堂上公家に普遇された。慶応四年の半ば頃まで直亮と活動をともにした。⁸⁾

武郷は高島藩士。嘉永五(一八五二)年から『日本書紀』の通釈に取り組み、七年に篤胤に入門した(篤胤は天保一四(一八四三)年閏九月一日に没しているので、以後の入門者は没後門人)。同藩は藩主諏訪忠誠が老中に就いたことがある佐幕の藩であるが、武郷は勤王を志し、慶応三年に脱藩した。友人の直亮や直助のように、薩摩三田藩邸の草莽隊には加わらなかったが、両者とともに隊員の糾合に当たった。

大政奉還後、徳川慶喜の在京の居所である二条城に潜入し、城内の状況を具視に報告したこともある。ところが、新政府が、官軍東征の際、総三が率いた「東山道先鋒嚮導隊」を偽官軍とし、彼を慶応四年三月二日に梟首したことに關して、具視の変節を疑い、帰京してこれを知り悲憤した直亮・直助とともに暗殺をも考えて彼の胸裏を糺したが、逆に説諭され、その後さらに彼に協力することになった。なお、武郷は梟首の奪取と仮葬にも加わっている。神仏判然令(慶応四年三月二八日)後は奈良で社僧から還俗した神職に国書を講じた。⁹⁾

孫六は三河吉田藩士。大阪城代の藩主松平信古に大阪で勤仕していたが、禁門の変(元治元(一八六四)年七月)に至る長州藩の尊攘活動に正当性を認め、変の直前に脱藩した。名を山本一郎と変え、大和、東国、中国などで勤王の機会を索め、慶応三年一二月に侍従鷲尾隆聚が内勅を奉じて糾合した新政府軍に参加した。¹⁰⁾

美静は津和野藩士。嘉永六年三月に上京して野々口隆正(大國)の家塾報本学舎で学び、吉輔の蔵書を涉獵した。安政四(一八五七)年九月に帰郷し、藩校養老館の教授になった。彼は五年に吉輔の紹介により篤胤に入門しているが、彼が講じたのは隆正が唱えた「本学」(後述)

であつた。文久二（一八六二）年に藩命により上京して政治情報を収集し、三年八月に学習院に出仕して御親兵総督三条実美のもとで御親兵取調に当たつた。元治元（一八六四）年四月には長州藩の尊攘活動の意義を認めながらも紛糾を憂慮する津和野藩が朝廷と幕府に呈出した建言の趣旨を長州藩に説明する副使を務めた。第一次征長において山陰道征討軍先鋒を命ぜられた津和野藩がこのことに対して処分をせざるを得なくなつたことにより、籠居をよぎなくされたが、「王政復古の大王令」が発せられるとそれを解かれ、慶応四（一八六八）年一月に京都の情勢の視察を命ぜられた。二月二日に藩主で神祇事務局判事の亀井茲監に推挙され、三月四日に同局権判事に任せられた。¹¹⁾

吉輔は近江国蒲生郡八幡町の富商。天保一三（一八四二）年五月に京都で降正に就き、弘化四（一八四七）年に篤胤入門した。嘉永三（一八五〇）年三月に、家号を降正が小野藩に聘せられた天保七年に設けた和漢の家塾名と同じ帰正館とし、家塾を開いた。安政五（一八五八）年七月に、大老井伊直弼が開港の勅許を得るために上京するという彦根藩医池田愿同もたらした報を三条西家侍臣谷森善臣（外記）に知らせたことにより、安政の大獄の際、虚妄の風説を広めた廉で、同年二月に他参留め、万延元（一八六〇）年四月に町内預けになつた。¹²⁾

久保田藩によつて京都周旋のために文久二年一月に物頭格に取り立てられた鋏胤が、二月二日に入京するという報を受けた吉輔は、「爰元社中」（近江国在住の篤胤門人を指すと解せられる）に総員の半数が甲賀郡の石部宿まで出迎えるように伝えた。このことは吉輔が彼等の中で中心的な存在であつたことを示している。吉輔が紹介した文久二年一月までの篤胤入門者が一六名にのぼり、そのうちの近江国在住者が一〇名であつたことも、このことを語っている。なお、明治（一八六八）元年一〇月一五日皇学所御用掛任以前の紹介入門者はそれぞれ、五六名、四四名であり、総数は敬雄の五〇名よりも多い。¹³⁾

長州藩士の桂小五郎（木戸孝允）、伊藤俊輔（博文）等は、藩命により、文久二年五月以後、京都で公卿や他藩との折衝に当たつていたが、彼等は、彦根藩が、直弼の側近であつた長野義言（主膳）と宇津木景福（六之丞）を、それぞれ八月と一〇月に斬首した後の同藩の動きを注視していた。吉輔は町内預け中であつたが一月に同藩から彼等への周旋を依頼され、彼等のみでなく堂上公家中山忠能、朝彦親王等にも近づいた。足利氏木像梟首事件に連累し、文久三年三月に彦根藩に捕えられ、六月に親類預けとなつた。¹⁴⁾

慶応三年四月に、依然として親類預け中であつたが、資訓から皇道拡張援助を依頼された。二月に、議定忠能の建言により他の木像梟首事件服罪者とともに無罪放免され、新設の政府機関である金穀出納所の御用掛に任せられた（後身の会計事務局の御用掛を慶応四年三月に辞任）。他方で彦根藩士籍（扶持一〇〇俵）を与えられた。四年五月より鋏胤に代わつて天皇の近習に気吹舎塾の「字則」である「童蒙入学門」を進講した。¹⁵⁾

敬雄は三河国渥美郡羽田八幡宮・湊町神明社の神主。社領高は、八幡宮が無高、神明社が一〇石であつたが、持地高四三・四石余（文政二（一八一九）年）の新田地主。文政八年に本居大平に、一〇年に篤胤入門。嘉永元（一八四八）年九月に羽田八幡宮文庫を世話方発起の同

造立講により資金を得て設立。三河・西遠における篤胤門人の中心人物であり、鍊胤とは緊密に連絡を取り合う間柄であった。このことは、敬雄が明治元年二月七日皇学所御用掛任以前に紹介した三河・西遠の篤胤入門者が四九名にのぼったこと、鍊胤が敬雄と頻繁に書通をしていたことよって明らかである。他面で、敬雄は吉田家配下の三河の神職の重鎮であり、吉田良義から頼庇されていた。敬雄は、戊辰戦争の際、「吉田殿神祇道御用向」に心し、慶応四（一八六八）年三月に草鹿砥宣隆（近江守、後述）他八名の神職を伴って上京し、神威隊の袖印を渡されて二日から二〇日まで内侍所の警衛に参加した。次いで、竹尾正胤（東一郎、後述）等の勤王説得（後述）に心え、かつ三河裁判所権判事に就いていた山本一郎の内諭に従い、三河の神職四七名の参集を得て稜威隊を慶応四年閏四月二十七日に結成した。同隊は毎月六度二・七日に集会して講読、剣術、銃術などを習練することを申し合わせ、明治元年一月八日まで活動した。¹⁶⁾

右の八者は、だれもが勤王に取り組んでいた。この点では久保田藩の勤王派であった鍊胤と同様であった。彼等のうちの三者は篤胤の門人ではないので、鍊胤のところに出入りした者は、新政府の側に立ち、同志的につながり、活動に必要な情報を収集しようとし、その正当性を主張する論理を追究しようとする者であったといえる。

鍊胤、真弘、玄道の三者は、このような人びとに囲まれながら学校の規則、制度などの取り調べに集中的に取り組み、一か月ほどで「学舎制案」を作成した。玄道は、案をまとめるに当たって、素案を真弘と鍊胤に示す役割を負ったようである。彼の文書には慶応四年「三月比余（玄道……筆者）が草稿に係る」と付記した「学舎制案」と同内容の「学制書」がある。¹⁷⁾

「学舎制案」は、古代の大学寮を参考にはしたが、前記の口達に心え、外国に圧倒されないように規則を「盛大嚴重」にするべく構想したものであった。大学寮は積奠を行い、専攻対象の明経と算、明経に付属する音と書の四科「養老律令」、天平宝字元（七五七）年施行。ただし、同律令は、大宝二（七〇二）年施行の「大宝律令」を、「戸令応分条」（財産相続法）以外は主に字句について改修したものであるとみられている。¹⁸⁾後に明経、明法、文章（紀伝）、算の四科（道）「天平二（七三〇）年以後」を置いたが、「学舎制案」は皇祖天神の祭祀を行い、本教、経世、辞章、方伎¹⁹⁾、外蕃の五学を置いた。各字は左のとおりである。「学制書」の「学舎制案」と異なるところは括弧内にあげる。¹⁸⁾

本教学 大学博士以下が管し、神聖の大道を奉じ、修身齐家および顕幽分一の微旨、天地の大義を教授する。神典、皇籍、西土の玄学および子史の類を兼習する雑史、西土の地志、経伝の五科からなる。

経世学（経済学） 明法博士以下が管し、礼儀、律令、武政および治国安民の要務を教授する。礼儀、律令、兵法・弓馬・劍槍を教授する兵制、貨殖の四科からなる。

辞章学 文章博士以下が管し、課試考課を掌る。得業生が歌辞、音韵、詩文、書画などを教授する。天尔波²⁰⁾・音韵を兼学する歌詞、詩文、書法、図画の四科からなる。

方伎ホウキ学 大学助教が管し、課試考課を掌る。得業生が各方伎を教授する。天文、医術、卜筮、音楽、律曆、算数の六科からなる。

外蕃学 大学助教が管し、策試考課を掌る。得業生が四海万国の形勢、時務、窮理、火技、航海、器械などを教授する。漢土、魯国、英国、仏国、和蘭、天竺、琉球を兼ねる三韓の七科からなる。

「学制書」と「学舎制案」との主な相違点は、「経済学」をその内容を変更することなく「経世学」と改称したのみである。真弘と篤胤は「学制書」をほぼそのまま承認していたとみることができ。

「学舎制案」の学と科が広領域にわたったことは「盛大」を期したことによるのであろう。三者の教育観は特に左の三点に現われている。釈奠を皇祖天神の祭祀に代えた。

神聖の大道を奉じて教授する五科からなる学を本教学と称し、それを五学の首位に位置づけた。

経書および漢土に関する教育を五学の教育の一部を構成するものとした。

本教学を五科からなるものとして構成したことには、平田篤胤の「本ッ御国」論が三者の思想の根底にあったことも関わっているとみらるべきである。篤胤は「凡て万ツの事も物も、皆皇国ぞ本にして主にして、他国々へも、自然流及じたる者」と見做した。そしてこれに対する批判については、「其は彼をも此をも得知ざる、例の曲士の癡僻なれば、是また事とも思はずなむ。」と取り合わなかった。本教学が五学の首位にあることは、玄道が慶応四（一八六八）年閏四月頃政府に提出した早々の開講を求める意見書に、「何卒他の諸科は姑く聞き候ても、本学（本教学……筆者）の講義のみは、早々開筵仕り候様御座有りたく」とあることから明らかである。¹⁹⁾

「学舎制案」は、総裁（熾仁親王、具視は三条実美とともに副総裁）が、それを慶応四（一八六八）年三月二十八日に各局に示し、それについて意見を求めた。しかし、『原書（総裁が各局に示した「学舎制案」……筆者）、秋月種樹ノ付箋三条アリ……其各局ノ答議見ル所ナシ。』であった。種樹（右京亮、高鍋藩世嗣）は内国事務局権輔であったので、「案」に、総裁局提出前に、意見を加えたのであろう。一条は経世学に、他の二条は外蕃学に関するものであった。彼が最も重視したのは経世学であったようである。宮公卿諸侯に加え、その陪臣もこの学局に入るべきであると、諸侯の嗣子については、それを家督相続の条件とする規定を設けることを求めている。外蕃学については、経世学が漢学と洋学とを兼ね、辞章学が漢学を主としているにもかかわらず、外蕃学を置いたことを問題視し、それを置くのであれば、横文字を読みかつ翻訳も兼ねることを主とし、漢学は他の学に付属させるべきであるとしている。さらに、天竺が亡んだ国であること、三韓を分科名とすることが妥当でないことも指摘している。「皇学所規則」（後述）には、外蕃学は他の四学と並ぶ一つの学としては置かれなかったが、それにはこのような意見が影響したとみらるべきであらう。²⁰⁾

総裁は、「学舎制案」を、各局に諮ったが、修正も補足もせず、そのまま預り置いた。「案」に対しては種樹のような意見があり、神祇・内国両

事務局の国学者の間にはいわゆる津和野派の篤胤学に対する学問的な批判があり、なによりも、「案」が外国に圧倒されない見込みが立つものではなかったため、実施に踏み切らなかったたのであろう。

津和野派の間で師といわれた隆正は、慶応四（一八六八）年三月二日に神祇事務局権判事に就任すると、その直後に「存念書」を藩主で同局輔の茲監に呈上し、その翌日に、神祇事務局に宛てたとみられる「極意存念書」を認めた。前者は、長崎裁判所総督沢宣嘉の二月一八日の新政府への七か条からなる伺書の一条である、キリシタンの教法を圧倒する皇国中一途の教法の確定に関する意見書である。後者は御一新の神道の興立と布告に関する意見書である。前者においては、神道を四流に分け、その一つである平田流も他と変りなく、キリシタンの教法を圧倒するほどのものではないと断じている。後者においては、御一新の神道になり得ないと言い換え、前者で述べたその理由を左のように敷衍している。²¹

「語学」は古書を読み取るうえで肝要であるが、篤胤は荷田春満、賀茂真淵、本居宣長・春庭の成果を継承せず、「五十音義訣」「古史本辞経」天保一〇（一八三九）年成 嘉永三（一八五〇）年刊、「万声大統譜」（天保一〇年刊）などを著してそれを乱した。

篤胤は、『古事記』と『日本書紀』をも「自己之見識」で刪定して『古史成文』「文化八（一八一）年成」を編んだ。大切な古伝を多く洩らし、宝典を活した。

2 皇学所設立への過程

しかし、大学校を設けることを急務としていた新政府は、暫定的な措置として、慶応四年三月二日に学習院を再興して一九日に開講し、四月一五日にそれを仮の大学寮代とした。旧幕府の医学所を六月二六日に、昌平覺を昌平学校として二九日に、開成所を九月一二日に復興したことも同様の措置といえる。²²

学習院を大学寮代としたことは、鏖胤等三者に「一応之御沙汰無之」行われた。しかも彼等が調査に当たった大学校の設立については、「最初之御趣意追々変更至此頃（慶応四年七月……筆者）候ては大学校大の字御取除大学寮代文武場に鼎立之御沙汰も被為在候」となった。真弘と玄道は、慶応四年閏四月二日に八局制が廃止されたことにより、五月二〇日に内国事務局権判事を免ぜられたが、これより前の閏四月二八日に「学校の勤務は応さに故の如くなるべき旨」を伝えられていた。鏖胤も、五月一九日に内国事務局判事を免ぜられたが、同日に改めて学校掛に任ぜられていた。三者は依然として大学校設立調査の任にあつたのである。しかし、それは「学舎制案」を大学寮代の一部に収め込むことを負わせることでもあつた。²³

ところが、鏖胤等三者が、慶応四（一八六八）年七月に具視に連名で呈上した大学官に関する建言書で、「大学官大学寮別々に被為立候事条理

不立」と述べていることによれば、新政府は、大学寮代とは別に大学官を設置することも考えたようである。その時点は、「官」と称しているの
で、慶応四年閏四月二二日以後七月以前の太政官期内である。具視の三者に対する態度は、大学官に関して「大学官一件平田等御委任不可然尤議
論文八飽迄御聞取可被成候」と当局に指示していることに現れている。三者は「学舎制案」のような大学官と漢字教育を主とする大学寮代が「分
立仕候^而は彼は彼か意見を用ひ我指揮に随ひ不申朋党出来争論紛起仕候事目前に御座候」と主張したが、具視は、前述のように、和漢洋の諸学が
並立することを当然視していた。²⁴⁾

新政府は、大学寮代について、その規則を改正するために、慶応四年八月七日に、一〇日より教育を差止めること、次いで、一七日に、それを
開明門院邸跡から梶井宮邸に移し、その規則を改正したので、遠からず開講することを達した。しかし、開講日を決める前に、本学課、漢学課、
西洋学課、兵学課の四課が並立する大学校を構想していた。隼胤等三者はこれを議政官参与で「不表立御用周旋方」の任にあつた岩下方平「薩摩
藩士、安政三（一八五六）年に篤胤に入門」から九月一三日に伝えられた。²⁵⁾

この背後には長谷川昭道の具視への建言があつた。昭道は皇政のあり方を論じ、大学校の設立にも言及した。慶応四年七月五日の建言において
左のように述べている。²⁶⁾

神道、国学、和学、兵学、儒学、洋学、老仏ノ学ヨリ、諸子、百家、天文、地理、医学、理学、其他何学ニ候共、大二真眼目ヲ具へ、大活
眼ヲ開イテ、之ヲ大觀仕候時ハ、元ヨリ悉ク神皇御大道中ノ品物ニ御座候間、能ク其善良ナル者ヲ扱ンデ之ヲ用ヒ玉フ時ハ、大二皇道皇学ノ
羽翼トナリ、大二御国家ノ御光輝ヲ増益スルニ足リ候義ト奉存候間、

具視は、この建言に注目し、昭道を引見してその内容を質した。そして、大学校の設立について、さらにその意見を詳説するように内命した。こ
れに応えたのが八月五日の建言である。同建言において、昭道は、皇学すなわち「神皇ノ太学」を「文武ヲ総べ、古今ヲ貫又キ、世界ヲ統括致シ
候、三才（昭道は天地人ではなく日地人とする……筆者）至大ノ学」であり、「士君子大二其職分ノ当然ヲ修メ、大二其性分ノ本然ヲ尽スノ、実
学」であると定義し、七月五日の建言の引用部分を左のように補修した。²⁷⁾

必ズ 皇國中古ノ伝来ニ執拗セス、漢土ノ学流ニ偏倚セス、西洋ノ学芸ニ拘泥セス、広ク世界万国ノ学芸ニ通達致シ候トキハ、其心ニ偏倚
執拗ノ弊ヲ免カシ、善ク其善所要所ヲ識得シ、扱ンデ之ヲ取ルコトヲ得申ス可ク、然ルトキハ、自力ヲ三才ノ大經大法ヲ真識シ、一学一芸ノ
上ニ於テモ、必ズ、皇國適当ノ学流ヲ發明シ、大二、皇道ノ羽翼トナリ、皇法ノ補助トナリ、皇学ノ全体ヲ大成スルコトヲ得申ス可キ義ト奉
存候。

玄道は、万国の諸学芸に、本教学の羽翼になること、すなわち、宣長・篤胤の学問を継承して究明している「惟神の大道」に遵いながら、本教
学が依拠する日本の古伝の欠を補つことを課し、それに応じない諸学芸を排撃の対象にした。これに対して、昭道は、皇統と皇道の昭明を皇学の

基本課題としたが、室長・篤胤の学問を、それが未だ皇統と皇道を詳らかにしていないとみて、重視していなかった。万国の諸学芸と皇学との関係については、諸学芸を精選しはするが、積極的に採用すれば、より皇道に適う新たな学流が生ずることもあり、結果としてそれらが、皇道（皇学）の羽翼となり、皇学を大成させることを期待することができるので、それらに対しては寛容でなければならないとしていた。⁽²⁸⁾

昭道は慶応四（一八六八）年八月二十五日に学校掛に任せられた。このことは八月五日の建言が具視の意に適ったことを示している。昭道は、具視の内意を受け、新政府が戊辰戦争の終結を待つことができない喫緊の課題とする宮公卿、諸侯、諸官人（公卿の土分以上の家人と譜代を含む）のための学校の調査に当たった。八月二十八日の具視への建言は調査の方針を立てるために学校の大要を考えたものである。それは左のとおりである。⁽²⁹⁾

教学は文武を兼備する。文武一致は「大道」修学の基本である。

教学は政道と一体である。両者は互いを頼んで存立する関係にあり、これを維持する規制を立てることが肝要である。

皇学院のもとに国学寮、兵学寮、漢学寮、洋学寮を置く。

皇学院は皇学官が設けられれば太学院と改称される。国学寮を置いたことは国学が皇学を支える万国の諸学芸の一つであるとしたことを意味する。兵学寮を置いたことには、軍務官判事試補の昭道（慶応四年五月一四日任、八月二五日免）が六月一五日に同官兵学校（八月二日開校）の頭取助役に就いていたことも影響したとみられる。前述の八月五日の建言によって二十八日の建言を補足すれば左のようになる。⁽³⁰⁾

皇学官が設けられるべきである。同官は、皇学講修が神祇祭祀に次ぐ重要事であるので、神祇官の次に列せられる。

太学院においては、経学と史学を講修する。両者は文武を総べ、古今にわたり、三才を統貫するものである。

古事記、日本書紀、令式の古典は史であり経である。万葉集は歌であり経である。漢籍も、尚書（書経）、春秋のときは史かつ経であり、毛詩（詩経）のときは詩かつ経である。

他の学芸は各学寮において一学一芸つつ習学する。

経学は皇学の本体であり、その講修は人道を弁知するうえで先務であるので、どの学芸を習学する者もそれを講修する。

経史の講修のみでなく、一学一芸の習学においても必ず万国の諸学芸を兼学する。

皇学は、万国の諸学芸を取捨しはするが、それらを積極的に活用して構築するものであった。換言すれば、その構築は万国の諸学芸のそれぞれへの通達を目的とした講修・習学によって進めるものであった。皇学の本体とする経学については、それを四書、五経などから切り離し、『古事記』、『日本書紀』、令式などをその基本書に加えたが、その構築の方法は鍬胤等三者とは異なる。したがってその内容も異なるものになる。ただし、教育内容の編成については、経学、史学、万国の諸学芸というように、学問別に区分するかのようにはみえるが、実際には、『古事記』、『尚書』などの書籍を授業科目のよりに扱っことにしていたようである。

新政府の大学校案は昭道の建言を参考に作成したものであろう。皇学院に当たるものは設けなかったが、四寮はやはり並立の四課とした。ただし、国学寮は本学課とした。国学を「本学」に代えたことは、隆正・津和野派の篤胤学に対する批判を顧慮したことによると思われる。「本学」という語は、玄道もそれを用いてはいるが、これまでに目にとまったのは、前記の意見書の一語と文久二（一八六二）年の著「七箇條鏡草」（黒住宗忠の教えの演義）にある一語のみであり、一般に隆正・津和野派の用語である。隆正は「本学」を「本教の旨をまなびしる學術」と定義している。³¹⁾

鍬胤等三者は案に反発し、特に真弘は方平に宛てたとみられる書（未見）でそれを峻拒した。鍬胤は玄道に、自分は案を甘受し、別に私校を立てることもあるが、真弘は頑固でどうすることもできないと述べている。本教学に当たる課を他と並立させ、しかもそれを本学課と称したことを認めることができなかつたのである。新政府は、三者のことも考慮してか、案を取り下げ、皇学所と漢学所を設けることにした。明治元（一八六八）年九月一日に三者を皇学所御用掛に任じ、次いで一六日に、仮に、九条邸を皇学所に、梶井宮邸を漢学所に用いること、宮、堂上、非蔵人、諸官人が入学すべきこと、ただし、皇学所は追つて学則、開講日などを定め、漢学所は一八日に開講することを沙汰した。その理由にしたのは、多端の折柄であり、調査も行き届きかねているということであつた。なお、一六日に、この沙汰よりも前に、と推測されるが、学校御用掛（学校掛とは異なる設立準備掛、鍬胤等三者任以後は管理担当の皇学所御用掛に移行）東園基敏（宰相中将）が玄道に皇学所を一八日に開講するようにという沙汰を伝えていた。これに対して三者は同日に連名で、「第一御書籍も御座なく候。……臣等三人の進退さへ、悠々懸旌の思を仕り候事故、何か急速の御開筵は、存じも寄らざる義に存じ奉り候。」と返答した。これが皇学所については追つて定めることにしたことにつながつたのである。³²⁾

鍬胤等三者は皇学所御用掛に就いたが、昭道は、九月一七日に、そして一〇月七日に再度、病氣を理由にして学校掛の辞表を出した。彼にとつて新政府の四課案は、彼の構想の基本を崩し、四課を並立させたにすぎないものであり、皇学所と漢学所の分設は、皇学と漢学を分離し、洋学と兵学を欠くという論外のものであつた。辞表は方平の慰諭により取り下げたが、新政府の施策はこれほどに失望感を与えるものであつた。³³⁾

九月一六日の沙汰にある皇・漢両学所共通の「規則」には「漢土西洋ノ学八共ニ皇道ノ羽翼タル事」という一条がある。これは鍬胤等三者の主張のとおり解釈を可能にし、両者の学問上の対立の誘因になるものであつた。「皇学漢学共互ニ是非ヲ争ヒ固我之偏執不可有之事」という一条を加えたことは対立が生ずることを懸念していたことによる。対立解消の方法を見出すことができないまま、両者を、分設という対立回避の便法を選び、急いでこの時点で設立したことに、選挙（一二月二日京都着）までに大学校を設立するという方針を立てていたことも影響したとみられる。明治元（慶応四）年の京都市政に関する「岩公覚書」（月日は不明であるが、遅くとも八月二十五日以前と推定）には、「御遷幸迄ニ二大学校御建立ニ付海内諸学人材見込書取揃罷出候様御沙汰之事」とある。³⁴⁾

鍊胤等三者の皇学所御用掛任よりも前に、彼等の上に立つ者として、博経親王（華頂宮）が慶応四（一八六八）年八月二四日に学校御用掛に任ぜられ、基敬が九月七日に同掛に任ぜられた。親王は、一七歳であったが、「学舎制案」が作成された直後の四月（日は不明）に、「古老ノ建議（「学舎制案」……筆者）ヲ採用シ飽迄尽力創建ノ御用相勤度致懇願候」と大学校創建に当たることを志願していた。これが、還幸までに大学校を設立するという方針のもとで、八月になり聞き届けられたのであろう。学校掛に留まりながらも活動をしなかつた昭道も御用掛に任ぜられたが、それは皇学所開講後の二月一八日であり、しかも皇学所、漢学所、兵学所の兼勤であつた。親王は「学舎制案」を認めており、基敬も三者に注文をつけるような人物ではなかつたので、三者は開講の準備を任される立場を得た。漢学所は学習院・大学寮代をほぼそのまま引き継いだので、九月一八日に開講することができたが、皇学所は準備の時間を二月一四日まで要した。³³⁾

3 「皇学所規則」と皇学所の教育の実態

皇学所のあるべき姿を描いたものに「皇学所規則」がある。作成年月は明治元（一八六八）年二月であり、素案の作成者は玄道である。作成年月を示すものとして、敬雄が同月に京都の旅舎で松平久常に書写させた「皇学所御規則」があり、素案作成者を示すものとして、玄道の門人木野戸勝隆が玄道の草稿を浄書した「皇学始末略 皇学所御規則等附」がある。なお、史料としての「皇学所規則」は、現在のところ他に五つの写書の所在がわかっている。³⁴⁾

皇学所は、皇祖天神の祭祀を行い、「皇学中分科」として本教学、経済学、辞章学、芸伎学の四学を置いた。「学舎制案」とは外蕃学を除いたところが異なる。経済学と芸伎学は「案」の経世学と方伎学³⁵⁾に当たる。経済学は「学制書」に復したことになる。四学の分科は左のとおりである。「案」と異なるところは括弧内にあげる。

本教学	神典、皇史（皇籍）、地志、系譜（経伝）、（雑史）
経済学	礼儀、律令、兵制、食貨（貨殖）
辞章学	歌詞、詩文、書法、図画
芸伎学	天文、医学、卜筮、音楽、律曆、算数

分科の四学は「案」とほぼ同じである。ただし、学士、教官、職員に関する規定を整備し、学士と教官が学習、教育、学校生活において守るべき条々を示す「学政之事」・「素読寮之掟」・「独看寮之掟」・「教官局之掟」、学士と教官および厮丁や炊夫にも及ぶ監察の要点をあげる「監察局」などを加えている。「規則」の「教官局之掟」になる玄道の草稿の「教官等之掟」には、「五課と分りても各同胞一体の想を為し」とある。五課は五

学に当たるので、この「掟」は「規則」を「案」と同じ構想によって作成したことを示している。「規則」の「教官局之掟」は、外蕃学を除いたので、「四課と分りても各同胞一跡の想をなし」となった。五課を四課に改編することには容易に踏み切ることができなかったようで、それを終えたのは開校日二月一四日の直前の九日であった。「皇学校御用掛雑記」の明治元年二月の記事には左のようなものがある。なお、「規則」では「学士」が用いられているが、他は一般に「生徒」であるので、以後は生徒とする。³⁷⁾

九日 茂太郎ヨリ分課名前被差出

十日 午後翌平「天坊左仲（愨平、後述）、博経親王家臣……筆者」参朝教官分課書付持参

十四日 悉ク相済之後講官之輩分課有祝読之義

「皇学所規則」の「学政之事」によれば、教育の目的は「国家乃御大用に可相成」人材を養成することであった。その教育の実態を把握するために、「規則」、布告、達などにより、生徒の階層、教官、教育の内容と授業について考察をすることにする。

(1) 生徒の階層

「皇学所規則」には入学資格に関する規定はない。しかし、皇学所開講に関する明治元（一八六八）年二月一〇日の布告には、「宮堂上及非蔵人諸官人二到迄入学勉勵可致候尤兼テ御布告（前記九月一六日行政官沙汰……筆者）之通三十未満小番被免之輩八専ラ勤学致候様可心掛候」とある。当初の入学資格は個人ではなく身分的階層を対象として定められた。この入学資格について玄道は、明治二年一月二八日に真弘に提示し、後に博経親王に呈上した大学校・皇学所に関する「意見十三条」において、「諸藩志士神官の輩入学之義不相成候て八前日之聖諭に遠戻仕候て天下の人望にも相拘可申候」と批判している。「前日之聖諭」がなにを指すかについては、真弘・玄道の明治三年四月二七日の弁官への建議に、「明治元年春二月……承罪を大学校御用掛に侍候節之 聖諭に第一皇道の御基本を立天下人を教育し邪教の漫漸を未然に禦候御用務に付盛大に御更張被遊度 叡慮に因て御規制等取調候様徳大寺岩倉両卿より親切に御告諭被為在候」とある。「聖諭」は銕胤等三者が慶応四（一八六八）年二月二日に学校設立のための調査を命ぜられた際の告諭であると推定することができる。前述の銕胤が記した口達とは文言のみでなく文意も異なるところがあるが、このことは口達の趣旨の受け取り方のずれによるとみられる。³⁸⁾

以後において、「天下人を教育し」はわずかながら実現され、入学資格を左のように広げることが皇学所より達せられた。³⁹⁾

明治二年二月二七日 宮大臣堂上家来

四月二二日 宮大臣諸家家来有位の輩およびその二三男

四月二四日 洛中洛外社家およびその二三男

四月二十五日 宮大臣諸家家来譜代の輩およびその二三男

なお、六月九日の敬雄宛正胤の書簡には、「此節者神官諸藩士も入学差免候」とあり、三河国宝飯郡森林の蘭方医武田元順を経て敬雄に届いた一八日の宣隆の書簡には「此節遠国ヨリモ藩士神人ノ入学追々相増候洛中洛外ノ神職八数多入学にて候」とある。この時点では藩士も入学していたが、それがいつ認められたかはわからない。さらに、宣隆の同書簡には右のような記述もある。

爰扁ぬし「中山繁樹（弥助）、後述……筆者」も皇学所へ入校被致候……柴田主計（兵部……筆者）も上京修業の心組のよし竹尾（正胤……筆者）ノ談話にて候……此度北金ヤ村百姓十右衛門養子姓字リ実（下官は宣隆、実姪は竹内逸次……筆者）加茂村徳左衛門悴（林芳太郎……筆者）兩人召連上京下官ノ猶子ニ致シ入学……コレハ農工商ノ入学八今以相叶ヒ不申候故不得止ノ所置にて候得はアマリ広く御吹聴八御無用可被下候

繁樹は三河吉田藩の藩士であり、主計は三河国額田郡伊賀八幡宮の神主であったので、入学資格があつたが、逸次と芳太郎（戸塚環海、明治三五年海軍軍医総監任）はともに農民であつたので、それがなかつた。しかし、入学不可を掻い潜る方法があつたのである。なお、繁樹と主計は篤胤門人「ともに慶応二（一八六六）年に入門」でもあつた。主計は入学しなかつたようである。⁴⁰⁾

皇学所は明治二（一八六九）年九月二日に漢学所とともに廃止され、両者の生徒は二月一〇日に仮開校された大学校代に移つたはずである。「午三月生徒生国人員姓名録」（吉輔が明治三年三月四日に依頼免になつてゐるので、それ以前に作成）他によれば生徒は少助教心得以上が担任する六つの局と大得業生心得以下が担任する七つの局に分属した。には皇学の教官のみが担任する局はない。の各局は表のとおりである。括弧内は筆者の補足。の皇学の教官のみが担任する第一・第三・第五局の開校当初の生徒は、その多くが皇学所から移つた者であるとしてよいであらう。その総数は五三名である。内訳は宮堂上他が一六名（三〇・二％）、社家が四名（七・五％）、藩他が三三名（六二・二％）である。皇学所は、廃止の時点では、藩他が大半を占める学校になつていた。⁴¹⁾

局	教員名	皇漢の別	職名	宮堂上他・社家・藩他の別の生徒数
一	西川少博士（吉輔） 岡本正四位（経春、後述）	皇	少博士心得	宮四、社二、藩一
二	加藤有隣 上田佃	漢	中博士准席心得 少助教心得	
三	山田從六位（有年、後述） 矢野幸男（後述）	皇	少博士心得 少助教心得	宮五、社一、藩二
四	楠本謙三郎 出雲路正四位（定信）	皇	少博士心得 中助教心得	
五	渡辺鍊次郎（後述） 後醍醐院彦次郎（後述）	皇	大助教心得 大助教心得	宮七、社一、藩一九
六	磯信蔵 広瀬範次	漢	大助教心得 中助教心得	

(2) 教官

教官の推挙は御用掛のだけれもができたが、最も力を発揮したのは知己の多い鏡胤であったようである。鏡胤の明治元年一〇月四日の玄道宛書簡には、「過日、御用便に相成るべき方々五六名、早々御沙汰これ有り候方宜しく、姓名書上げ候様にとの御事に付き、兼ねて御治定の内、山田氏、八田氏、西川、米川、神田、桂等、書付差出し置き候。」とある。山田有年、八田知紀、西川吉輔は採用され、米川信濃（角田忠行）と桂礼助も後に任用された。任命権は行政官にあったが、教官としての御用掛に最初に任せられた鏡胤・真弘・玄道については、博経親王と基敬が人選に当たり、その後の他の者については二者に吉田良義（明治元（一八六八）年一〇月二日御用掛任）⁴²が加わり、錦織久隆（刑部卿、一月九日御用掛任）⁴³が九日に辞任した基敬に代わり、人選を行ったと考えられる。ただし、彼等の背後にいた行政官輔相具視の影響力は大きかったと思われる。

良義が御用掛になったことは、鏡胤と玄道にとつて、かつて同家から神職教育を委嘱されたことがあり、依然として頼庇されるであろう上司を得たことになる。鏡胤の吉田家と白川家に対する態度は後者寄りであった。彼は文化五（一八〇八）年七月に白川家付属の神職等への古道学教授の依頼を受け、同家の学則を改正し、天保一（一八四〇）年八月に同家の学頭になった。吉田家については、『俗神道大意』（文化八年講説）で「吉田家ノ神道ハ……仏意ガ多ク交テラル」と批判していた。しかし、文政六（一八二三）年一二月には同家付属の神職等への古道学教授の委嘱に応じた。鏡胤も当初は白川家寄りであり、万延元（一八六〇）年八月に白川家の学頭に就いた。しかし慶応三（一八六七）年三月二日の敬雄への書簡には、吉田家への評価を高めていたことを示す左のような件がある。

吉田家の風義は今更申迄も無之候処此節大憤発ニテ悉く悪弊相改可申昨年来大学校取立の目論見ニテ地所は二丁四方出来入費も凡三千金程出来候由今は 勅許を相待候事の由右出来候上は堂上方も御出席有之配下神職は不及申学風は本居平田両翁の説を第一として教授可致此節門人矢野玄道其外両三人厚く教導方相頼まれ候由尤も薩人の周旋も有之趣ニ御座候

勅許は三月四日に下り、玄道は学頭を受けた。周旋した薩人は神職の井上信濃守、本田出羽守、前田筑前守等であり、薩摩藩主は三〇〇〇疋を寄付した。なお、白川家も学館を設けたが、それは一月であった。⁴⁴

明治元年一二月八日までに一八名の教官が御用掛として採用された。一日に彼等のうちの一〇名が講官に、八名が句読師に任せられたが、教官については御用掛と講官・句読師という職名が未区分のまま用いられていたようである。講官敬雄は明治二年二月に、「老体之病痾迅速快方二難相成甚困弊仕候間何卒御用掛御免被 仰付度」という書により、辞職を願ひ出ている。⁴⁵

一〇名の講官のうち、鏡胤、真弘、玄道を除く七名の御用掛任以前の履歴は左のようであった。敬雄と吉輔については既述を避けて記述。

岡本経春（吉岐守） 明治元年一月六日に御用掛任。「皇学校御用掛雜記」⁴⁶（『大学校雜記』）による。以後雜記と略す。「四九歳、賀茂別雷（上賀茂）神社神職。一二日に篤胤に入門。篤胤の『門人姓名録』には「下賀茂宮司、皇学所講官、博学、懇意、経春、経那」という鉄胤の

書き入れがある。経春は明治五年一月に就いた賀茂別雷神社権祢宜から翌年三月に賀茂御祖（下賀茂）神社大宮司に移っている。この書き入れはこのとき以後のものである。これによれば、鍊胤は経春が博学であることを認めていた。懇意になったのは篤胤入門以後であろう。

経春は明治五（一八七二）年四月に教導職少講義になり、以後昇進して、八年一〇月には教導職権中教正になっている。これは官幣大社（四年五月一四日の神社定額による）という大社の神職であり、博学であることによったのであろうが、皇学所御用掛に任ぜられた理由もほぼ同様であったと思われる。なお、経那は経春の子で賀茂両社のどちらかの神職であり、明治四年九月に篤胤に入門している⁴⁵。

竹尾正胤 明治元年一月八日に三河県に御雇達「公文録 皇漢西学所之部」（後編日本近代教育史料大系 第六巻、以後大系と略す）、二月七日に御用掛任（雑記）。三五歳。三河国額田郡八幡宮（社領高一五〇石）の神主。祖父正鞆が文化二（一八一五）年三月に白川家より同家の三河国目代職を委嘱されているので、正胤も同職にあつたとみられる。篤胤の門人であつた父正寛とは異なり、入門はしていないが、鍊胤には積極的に接近している。文久元（一八六一）年三月に著した『大帝国論』を彼に見せ、おそらくその翌年であるが四月四日に彼からの書簡を受け取っている。それには、「一々適當の御論、誠に感読仕候。悴義も、同様望て拝見、其後追々、同志の者共へ為見、既に弊国秋田表にても、感伏候者共、次々写し伝へ候事にて、大慶罷在候。猶其後御脱稿の物御座候はゞ、早々拝見仕度候。」とある。正胤はこれにより鍊胤から学問上の高い評価を得ることになった⁴⁶。

新政府に対しては進んで協力し、慶応四（一八六八）年閏四月に、実弟で三河国賀茂郡猿投神社神職の三宅豊前等とともに、東征大総督熾仁親王の勤王説得方として、東三河の旗本、神職などに勤王を説いた⁴⁷。

正胤を皇学所の教官に推挙したのがだれかはわからないが、彼の三河伯家神道における立場、学問および鍊胤との関係、新政府への貢献がそれにふさわしいと判定されたのであろう。

羽田野敬雄 明治元年一月八日に三河県に御雇達（大系）、二月七日に御用掛任（雑記）。七〇歳。敬雄の御用掛選任にも推挙者がいたはずであり、それは鍊胤である。そして良義はその推挙を積極的に受け入れたとみられる。

草鹿砥宣隆 明治元年一月八日に三河県に御雇達（大系）、二月七日に御用掛任（雑記）。五〇歳。天保五（一八三四）年に篤胤に入門。三河国宝飯郡一宮村砥鹿神社（社領高一二〇石）の神主。父の宣輝「敬雄の紹介で文政一三（一八三〇）年に篤胤に入門」は、敬雄、森田光義「三河国渥美郡牟呂八幡社神主、敬雄の紹介で天保二年に篤胤に入門」等吉田城下の神職が、文政一〇年一月の神拝実践のための身潔講の結成を機に、吉田家、篤胤、水戸藩から資料を取り寄せて始めた離壇運動に、おそらく篤胤入門時であろうが参加した。そして、嘉永七（一八五四）年二月に宝飯郡豊川村妙巖寺から自家の離壇を他に先駆けて実現し、吉田藩領内神職家の離壇を推進した。宣隆はこのような宣輝と同じように敬雄に随い、神職・国学者としての評価を高めた。このことは正胤から自著の序文を敬雄とともに請われていることに現れている。

敬雄は嘉永五年の『非葛花弁』に、宣隆は文久三年に再訂された『大帝国論』に序文を寄せている。古言音韻、歌格、葬祭に関心を持ち、著書に『古言別音鈔』（嘉永二年）、『長歌対句類聚』（嘉永五年）、『祭典略』（安政二年）などがある。宣隆の御用掛選任には敬雄の要望を容れた鍊胤の推挙があったと思われる。⁽⁴⁵⁾

山田有年（安房守） 明治元（一八六八）年二月二日に吉田侍従三位（良義）に御雇達（大系）。一〇月二日に御用掛任（雑記）。山田家は累代吉田家の公文。有年は神祇官代奉仕も兼ねた。神祇官代は、吉田家が、天正一八（一五九〇）年に吉田神社内に八神殿を設け、兼俱が文明一六（一四八四）年頃に同社内に設けた斎場所を慶長一四（一六〇九）年にその舎としたものである。有年は、有職故実に精通し、後に式部寮掌典に就いている。鍊胤が有年を推挙したのは、彼の学識を認めていたことに加え、良義が自家の改革のために、宣長・篤胤の古道学の教育を重視し、玄道に学頭を依嘱していたので、良義とのこのような関係を維持強化しようと考えたことによるのであろう。⁽⁴⁶⁾

八田知紀（喜左衛門） 明治元年二月二日に薩摩藩主島津少将（忠義）に御雇達（大系）。一〇月一五日に御用掛任（雑記）。六九歳。文政一三年に香川景樹に入門。天保一〇（一八三九）年六月に景樹の子景恒が、景樹門人の相撲番付『京都臨淵社（臨淵社は別墅名……筆者）相撲』を作成し、知紀を最上位の大関赤尾可官・中川自休に次ぐ関脇に松園清根とともに位置づけているので、彼はすでにこの頃歌論や詠歌において頭角を現していたようである。歌論においては、自然な「嗟嘆の声のひびき」を重視し、文飾のない「真心よりうたひ出たる歌」の価値を認め、同門の代表的な歌人である熊谷直好が「古今集は独秀でたる事、誰もしる所なり」としていることに対して、『古今集』の歌はどれも『万葉集』の秀歌に及ばないとしている。⁽⁴⁷⁾

天保一二年一二月になると、宮内大輔芝山国典から歌の指導を頼まれ、翌年正月から詠草の添削と『万葉集』他の会読を行った。次いで、六月以後民部卿提維長の子哲長の歌の指導に当たった。秋には参議東園基貞に、諸著書を請われて送り、参向も求められた。基敬は基貞の子である。なお、玄道は元治元（一八六四）年に知紀著『経義大意』の序文を為栄に代わって書いている。五条家に出講していたので、為栄に頼まれたであろうが、これによれば知紀は為栄とも序文を請うことができるような間柄であったといえる。⁽⁴⁸⁾

他方で、知紀は、弘化二（一八四五）年の『桃岡雜記』とその付録において、頼山陽、帆足万理等の「儒の徒」が、聖人の道を宗として道を論ずることにより、「君臣父子の大倫」を失わせていることを批判し、皇国の道が天照大神の「勅言」に基づく「万代不易の至道」であることに言及している。そしてそれを明らかにする古道学にも触れ、その好書として篤胤の『古道学弁書』（篤胤述竹内孫市編『古道学発端之弁書』）をあげ、その要旨を紹介している。なお、万里の上古には文字がなかったという指摘に対して、篤胤の『古史開題記』『開題記』（『古史徴 一之巻春』）と『日文伝』（『神字日文伝』）によって、神代にも文字があったという反証をしている。知紀が篤胤の古道論を祖述するようになったのは、知紀が幽界に関心を持っていた篤胤に自著『幽郷真語』を送ってその序文をもらった天保二（一八三一）年の頃からで

あつた。⁽³²⁾

このような知紀を鍍胤が推挙したのは、知紀が、『万葉集』を重視する歌人として堂上公家の間で高い評価を得ていたこと、および篤胤の古道論を祖述していたことによると考えられる。さらに薩摩藩士であったこともその理由に加えることができる。薩摩藩は前述のように、京都に大学校を設けることに積極的に尽力したので、玄道ひいては鍍胤にとって特別視するべき藩であった。

西川吉輔 明治元（一八六八）年二月二日に彦根藩主井伊中将（直憲）に御雇達（大系）、一〇月一五日御用掛任（雑記）。五二歳。吉輔の活動は政治における胎動に積極的に関与しようとするものであった。このような活動は鍍胤にも多くの篤胤門人にもみられたが、吉輔の活動は、それらのなかでは、胎動に対する影響度の高いものであったといえる。鍍胤が吉輔を推挙したのは、忠能や新政府の要人となった長州藩士との関係および近江の篤胤門人の間での位置を重視したことによるのであろう。

明治元年二月一日に句読師に任ぜられた八名も初任の職名は御用掛であった。御用掛任以前の履歴は左のようであった。

勢多大判事（章甫） 明治元年一〇月二八日御用掛任（雑記）。三八歳。勢多家は検非違使。明法博士、大判事を襲職した。章甫も天保七（一八三六）年の左衛門大志任に始まり、安政五（一八五八）年に明法博士任、次いで大判事に就き、左衛門大尉に進んだ。著書のほとんどは有職故実書である。⁽³³⁾

垣本江雪 明治元年二月八日に丹羽亀山藩主松平図書頭（信正）に御雇達（大系）。一月六日に御用掛任（雑記）。

桂礼助（之清） 明治元年一月六日御用掛任（雑記）。四四歳。久保田藩士。文久三（一八六三）年に篤胤に入門。鍍胤とは懇親⁽³⁴⁾。

那須縫殿（薄井繁仲） 明治元年一月六日に御用掛任（雑記）。五七歳。下野国那須郡の鳥山藩士。昌平坂学問所で学び、宣長の弟子を自称していた海野遊翁（幸典）に歌文を教わった。嘉永元（一八四八）年に上京し、稻荷神社の神職に国書を講じ、家塾以学堂を開いた。⁽³⁵⁾

植松有経（桂五郎） 明治元年一月八日に尾張藩主尾張三位中将（徳川義直）に御雇達（大系）。一月六日に御用掛任（雑記）。二九歳。藩校明倫堂和学教授本居大平門人植松茂岳の子。藩主慶勝は安政五（一八五八）年七月に、日米修好通商条約違勅調印を批判したことにより、幕府から退隠を命ぜられた。これに伴い、侍講（安政二年三月任）の茂岳とともに有経も五年二月に「他出八勿論月代剃儀も相慎可罷在事」という処分を受けた。井伊直弼の路線に従う新藩主茂徳のもとで、六年二月に、明倫堂の和学館が廃止され、洋学所が再興された。しかし直弼が安政七年三月に暗殺されると、慶勝は文久二（一八六二）年四月に和宮降嫁の大赦により退隠を解かれ、茂岳と有経も九月に赦免された。復活した慶勝体制のもとで、茂岳は慶応元（一八六五）年一月に要員を組織して『古事記』、六国史などの校合を再開し、有経はその一員としてそれを手伝った。慶勝は大政奉還直後の三年一〇月三日に時局に当たるために上京したが、有経はこれに随行している。⁽³⁷⁾

飯田式郷 明治元年二月八日に高島藩主諏訪伊勢守（忠礼）に出仕達（大系）。二月六日御用掛任（雑記）。四一歳。御用掛任には鍍胤

の推挙があつた。⁽³⁸⁾

矢野直道（清六、幸男） 明治元（一八六八）年一月二日に大洲藩主加藤遠江守（春秋）に御雇達（大系）。一〇月二八日に御用掛任（雑記）。一二歳。玄道の弟。⁽³⁹⁾

平田胤雄（熊之助） 明治元年一〇月二八日御用掛任（雑記）。二五歳。鍊胤の子。⁽⁴⁰⁾

教官については初回開講後ほどなく異動が生じた。明治二年二月下旬に敬雄が辞任した。六月一七日に真弘と玄道が講官を免ぜられて御用掛に移された。一八日に篤胤学に対して異説を唱える者とみられていた武郷、縫殿、石田貢が貶黜された（後述）。そして、二二日に宣隆が胸痛を患い五日ほどで急死した。貢は、明治二年五月一四日現在監察であり、博経親王家臣であつた。⁽⁴¹⁾

他方で、新たな教官が採用された。それまでの履歴は左のようであつた。

1 講官

渡辺重石丸（鉄次郎） 明治元年一月八日に中津藩主奥平美作守（昌邁）に出仕達（大系）。明治二年一月二日御用掛・講官任（『篤栖園遺稿』下）。一月一五日から出仕。三二歳。豊前国下毛郡中津吹出浜古表八幡社神主重蔭の子。重石丸と兄重春が国学の徒になつたのは、重蔭が父重名の学を家学として受け継いでいたことによるとみられる。重名は、天明七（一七八七）年に本居宣長入門し、寛政二（一七九〇）年に宣長者『馭戎慨言』の序文を書いている。七月に藩校進脩館が設立されると、藩主奥平昌高に召されて国書を講じた。⁽⁴²⁾

重石丸は、手島物斎（仁太郎）の塾誠求堂で、句読を学び、次いで野本白巖（真城）の塾野本塾で四書五経左伝蒙求などに加えて、『常陸帯』、『犯境録』などを読んだ。二書は白巖が師の帆足万理と共筆し嘉永三（一八五〇）年に徳川齊昭に呈上しようとした海防策の参考にしたものであつた。重石丸は安政四（一八五七）年に家塾を中津桜町で開き、元治元（一八六四）年にその名称を道生館とした。その教育は左のようであつた。

語孟学庸左伝蒙求等の漢籍より始め此れに次ぐに靖猷遺言保建大記新論弘道館述義等の諸書を以てし間には歌詩を課し務て士気を鼓舞するに注意す最後に本居平田二先生の著書を読み和漢諸書の精義を流通渾化して一貫の妙を融然自得せしむ是故に道に入る者薰陶の身に及ぶを覚えすいつしか純然たる勤王の士と成るに至る

重石丸は、慶応三（一八六七）年に篤胤入門し、鍊胤と懇親の間柄になつた。御用掛・講官任には鍊胤の推挙があつた。道生館は、政治的課題に積極的に取り組む、多くの塾生を得たが、重石丸の上京により閉鎖された。⁽⁴³⁾

後醍院真柱（彦次郎） 明治二年六月一五日に薩摩藩主島津宰相（忠義）に御雇達（大系）。七月六日講官任（『自凝舎後醍院真柱先生伝』）。六四歳。宣長の古道学を信奉した大河平隆棟の子。天保一〇（一八三九）年に篤胤入門。鍊胤とは懇親。安政五年九月に藩校造士館の訓導

師に就き、万延元（一八六〇）年四月に助教に昇進した。記紀、四書などを講じ、藩主斉彬・忠義の侍講も務めた。慶応四（一八六八）年一月に新政府に神祇事務科（二月に神祇事務局、閏四月に神祇官）が設置されると、修理大夫（忠義）は、同月に、重ねて四月にも、資訓（一月に神祇事務科総督、二月に神祇事務局督）から真柱が至急に上京して神祇官旧儀の調査に当たるように取り計らうことを依頼された。忠義はこれに応じ、九月に御文書奉行を兼務させ、一月に上京させた。なお、調査に当たることは鍔胤、青山景通（稻吉）等にも要請されていた。ところが、神祇官が再興されると、資訓は明治二年七月に神祇官大副に就くまで、一旦官職を離れたので、真柱は京都に留まったが、調査に当たることなく、藩務に従った。⁶⁴

2 句読師

堀内筑後介（保房） 明治二年七月一〇日任。賀茂別雷神社神職。⁶⁵

中山繁樹 明治二年七月一九日任。豊橋（二年六月一九日以前は三河吉田）藩士。四〇歳。弘化二（一八四五）年に藩校時習館教方、嘉永五（一八五二）年に時習館学問掛・素読教方に就いた。慶応三（一八六七）年五月現在国学歌学有職方心得兼学問掛であり、四年三月以後吉田藩国事掛として京都に詰めた。同月に敬雄の紹介により篤胤入門した。⁶⁶

伊達平介 明治二年七月現在句読師。長州藩士。⁶⁷

天坊在仲 明治二年六月一七日現在句読師。博経親王が慶応四年四月に政府に提出した大学校創建の御用を勤めたという願書の「家臣副申書」に松室近江守・井上右京・石田貢とともに署名している。⁶⁸

句読師の八名と新採用の六名のうち、江雪、縫殿、平介については、採用理由を推測し得る資料が見当たらない。稻荷神社という大社の神職の教師である縫殿と長州藩士である平介についてはまだしも、山陰鎮撫隊を前にしてようやく新政府に帰順した龜山藩の藩士であり学問上でも無名である江雪については、その理由が見つからない。しかし、他の者についてはそれを推測することができなくはない。武郷は真弘、玄道等から鈴木重胤と重ね合わせ、「平田門ナレド日本紀ニヨリテ大異説ヲトナフル徒」（宣隆の明治二年六月一八日の書簡への敬雄の書入れ）とみられていたが、具視の意に合う人物であったので、鍔胤が推挙したのであろう。句読師貶黜（後述）の際高島藩が自藩皇学校の教師として召還しようとしたことに対して、具視は近くに留めようとしたようである。「飯田武郷伝」には「時に岩倉公、人をして之を停めしめ、長く諮詢に与らん事を憚せられしも、」とある。重石丸には道生館による教育という実績があった。真柱は薩摩藩士で「薩藩にて八巨擘（篤胤門人の……筆者）と呼ばれたり」と重石丸が記しているような評価を得ていた。章甫は有職故実の教育上必要な人物であり、有経の採用には新政府に貢献した議定慶勝への配慮があったと思われる。繁樹の採用には、明治二年三月に東行の途上で敬雄宅を訪れた鍔胤、吉輔、礼助と「終日物語」をしたことが示すような鍔胤と敬雄との親密な関係が影響したようである。繁樹は、七月一日の敬雄宛書簡で、六月一九日の皇学所からの召状の到来について、「難有とも

難有奉存候実二先生の御蔭ゆえと大慶仕候」と述べている。保房は経春と同じの賀茂別雷神社の神職、礼助は鏡胤と同じの久保田藩士であり、左仲は博経親王の家臣、胤雄は鏡胤の子、直道は玄道の弟である。彼等は身近なところでの人選であったといえる。⁽⁶⁾

(3) 教育の内容と授業

教育の内容は前記の四字にわたるが、その基本は「学政之事」に示されている。それは「近く人習て綱常倫理を明にし修身治国の要務を精察し遠く八神習て神聖の闊奥幽頭の玄妙を窮極可致事」であり、かつ「孔教及外国之方策二も身力乃及限該博貫通可致事」・「文武の道悉实用实效を主と可致事」であった。そしてその「学方は羽倉東磨岡部真淵（荷田春満賀茂真淵……筆者）本居宣長平田篤胤四氏を以て本宗とし其他諸家末書をも博折衷可致事」であった。「学政之事」は条々を列挙しているが、教育の内容に関する条々を構造的に捉えると、神聖の闊奥幽頭の玄妙を追究することがその基盤に位置づくことになる。それは、顕明事から幽冥事にわたる神の事績を究明することであり、篤胤学の継承者が自学の基本的な課題にしてきたことであった。外蕃学は一つの学としては置かれなかつたが、「孔教及外国之方策」に関する教育において行うことになっている。「实用实效を主」とすることは、教育の目的が「国家乃大用に可相成」人材を養成することであるので、当然といえる。

春満、真淵、宣長、篤胤を本宗としたことは篤胤の学統論によっている。学統論にはこれに先行するものがあつた。清水浜臣『泊泊筆話』「文化一〇（一八一三）年」によれば、契沖、真淵、宣長は「今の人の心よりは四目両口もありし人」であり、浜臣の師の村田春海（織錦齋）は三者を和学（古学）の三傑としていた。三者を国学の三哲とする立綱『三哲小伝』「文政元（一八一八）年」が天保三（一八三二）年にかけて版を重ねたことは、この評価が一般的であつたことを示している。ところが、篤胤は『每朝神拝詞記』（文化一三年）において契沖を春満に代えた。その理由は同書の注釈書『王禪』（文政七年）によれば左のとおりである。

今の世に古学と称して、哥道を立る徒。蟻の如く多かるに。其先生たちの伝を物するに。契沖。県居。鈴屋をし。三哲など称して。此大人（春満……筆者）の事をば、都に称する者なきは。其徒みな哥作者にて。道の本義を知らざる故に。哥学の方より然は思ふにぞ有ける。契沖は仏者にし有れば。然ても有なむ。県居。鈴屋の二翁をし。哥もて称せむは。基本意に違ふことなり。……其鈴屋の説は。県居よりいで。県居の説は。此大人に。数年従ひ学ばれたるに出て。次々に委く調へる物にし有れば。まづ其本を思はでは有まじき謂にこそ。

宣長学の古道学の面を継承した篤胤は、春満が、「始めて古道の大義を説明さむと。勤しむ。創学校啓」により、「古道学を興すを。経国の大業と称」えて幕府に国学校の創設を願ひ出したことの意義をあげ、彼を古道学の師祖として位置つけた。そして、真淵と宣長についても、賛えるべきは古道学の面であると唱えた。いわゆる江戸派の歌人は契沖、真淵、宣長に加藤千蔭を加えて四傑としていたが、篤胤の学統論によれば第四の師は当然のこととして彼になる。⁽⁷⁾

なお、篤胤を加えて四大人としたことについては、必ず隆正があげられる。彼は村田春門の門人（文化四年入門）であり、『矮屋一家言』（文政八年）では契沖、真淵、宣長を「言霊のみち」の三師としていた。ところが、その後「本学」の構築に向かい、『やまごころ』（嘉永元（一八四八）年か、敬雄は『夜麻登許々呂』を嘉永三年に入手）において、契沖を春満に代え、篤胤を加えた。隆正の四大人は篤胤学の継承者の四師と一致したことになる。しかし、隆正の学統論は「本学」への学統を考定するためのものであった。『学統弁論』田原嗣郎他校注、平田篤胤 伴信友 大 国隆正』の所収本 安政四（一八五七）年」に「わが子とおもふ門人は、おやと思ふごころより、五祖とあがむる（隆正を……筆者）ものもあるべし」と書いたことがこのことを示している。隆正を第五の祖とすることになる「本学」のための学統論は篤胤学の継承者のそれとは異なる。「学方」において本宗としたのは、篤胤学のための学統論による四師であった。

授業に関しては「皇学所規則」に日課である「毎年開講」と「独看」そして「童子入学之素読書大略」がある。五つの写書には若干の違いがある。書写が最も正確であると思われる『皇学所御規則』によれば、それらは左のとおりである。内容把握の便のため語の位置を変更、括弧内は筆者の補足。授業の場としては講堂と局があり、局には神典、皇史、律令、歌詞、素読の五局があった。

1 毎年開講

正月某日 講義

古事記表文（古事記序）

毎月二七日 講義

神典 天神寿辞

古事記 日本紀 古語拾遺 祝詞式

二ノ日 歌辞会（歌詞会） 於局中為之

七ノ日 詩文会

三八ノ日 講義

律令

令義解 三代格 儀式 延喜式 法曹至要抄

四九ノ日 会読

皇史

五国史 日本逸史 大日本史 論語 此以下書局
中二而為之 大学 中庸 書経 易経 孝経

五十ノ日 講義

歌辞（歌詞）

万葉集 新撰万葉集 古今集 詩文集

開中而
有之

先右等之書可致講會事（二六の日は休日）

講釈八自四時（午前一〇時）至九時（一二時）其始終八響を撃て報知す

会読 同

末尾に「先右等之書可致講會事」とあることは、他の書も順次講會することを意味している。他の書については、「神典」と「歴史」の諸書を「右等之書」も含めて下等、中等、上等に分けた一覧がある。「神典」の中等書のうちの古事記、神代紀（日本書紀神代卷）、祝詞式、両宮儀式帳、姓氏録、倭名類聚抄、古語拾遺、皇朝史略、続皇朝史略は、「右者諸課兼習すへし」、すなわち、分科である四学の兼習書である。「右等之書」と兼習書は皇学の基礎的な教育内容を構成する書である。「歴史」については「孔教及外国之方策」に関する教育の一端を負うためであるが、「漢土西洋諸国之歴史力乃及限り博涉熟読すへし」としている。しかし、中等で、「史紀漢書以下至南北史訳史廿二史割記をも見るへし」とし、上等で、資治通鑑、宋元通鑑、他四書をあげ、「唐書以下至明史八家集」を加えているが、他の漢土の書および西洋諸国の書については、「今洪繁を厭ひて別に載記す」としている。西洋諸国の歴史は机上の計画でさえ玄道等三者の力量に余るものであったのであろう。なお、芸伎学についても、関係書を全くあげていないことが示すように、同様であったようである。

2 独看 一六（の日）之外六半時（午前七時）至七時（午後四時）夜者自六時（午後六時）至四時（午後一〇時）

輪読 自八時（午後二時）至七時

素読 自朝六半時至八時

対読 於諸局随意為之

句読師以上勤役之

歌詞会 二ノ日 自七時至晚時

詩文会 七ノ日 同

毎日講官句読師及書記以上各申合輪直にて勤役之事

独看は、「独看寮之掟」によれば、生徒が教官の援助のもとに自主的に「神皇之大道を尊奉し己を修め人を治むるの要務を学習」するための方法である。これにより皇学所は終日にわたる学習の場になる。寮中では、生徒は、飲酒や雑戯、討論以外の「浮習之陋談」を禁ぜられ、学習の勤

怠を「起止簿」に記すことになっていた。

3 童子入学之素読書大略

童子入学之初に必経緯図を授くさて読書八仮名書之も乃漢文之もの相並へて二部をよましむ其順序八

仮名書之方

万葉新采百首 同山常百首 神代正語 古事記 式祝詞 統紀宣命 万葉集

漢文書之方

童蒙入学門 古道訓蒙頌 稽古要畧 荷田氏創学校啓 皇典文彙 保建大記 中興鑑言 皇朝史畧 論語 大学 中庸 書経 易 孝経

此外種々可有之

漢文書の素読順序は、「国学家と称せられ候人々」の書を先にし、漢書を後にしている。水戸藩儒青山延干編『皇朝史略』以前の書は前者に属する。これは篤胤の「大道の義理」を選書の規準にするという方針に遵ったことによる。⁷²⁾

初回の授業は明治元年二月二十四日から二〇日にかけて行われた。それに関する記録には敬雄の「万歳書留控」第七冊（『幕末三河国神主記録』）、玄道の日記（『矢野玄道』）などがある。最も詳しい敬雄の記録によれば、それは左のようであった。括弧内は筆者の補足。⁷³⁾

一四日 六半時（午前七時） 出致（出校） 直垂着用、堂上地下官人三十ヨリ八才迄ノ衆凡百余人出席。

初席 古事記序講 玉松操、次席 続日本紀校合 講官一同。

一五日 休日

一六日 初席 万葉集一ノ巻（講 以後略） 八田喜左衛門、次席 玉鉾百首 草鹿砥近江守。

一七日 初席 古事記 平田大角、次席 玉タスキ（玉櫛） 西川善六。

一八日 初席 令義解序 山田阿波介、次席 公事根元（公事根源） 岡本一岐守。

一九日 初席 保建大記 矢野茂太郎、次席 統紀（続日本紀） 回読（会読）竹田野（敬雄）
正胤。

二〇日 初席 万葉集 八田（喜左衛門）、次席 玉鉾百首 草鹿砥（近江守）。

今日当年ノ終講手前（敬雄） 八中寒故不罷出候。

明治二年一月一五日に開始された授業については、内容を把握することができる資料は見当たらない。しかし、『鴨脚家文書』の「皇学所御規則」には実施されたとみられる日課に関する「毎年開講」と日課表がある。また、『東坊城任長日記』には一五日に関する記事がある（任長は当時漢学所御用掛）。それらを重ね合わせると左のようになる。

一月二五日 古事記表文講義 平田大角 五時 (午前八時) より

五時四時 (午前八 一〇時) 九時八時七時 (二二時 午後四時)

二七ノ日 漢学所講積二付休校 素読質問

三八ノ日 於局 続日本紀講釈 素読質問 輪講会読

四ノ日 漢学所休校 於講堂 古事記講釈 於局 古今集講釈 素読質問

九ノ日 漢学所休校 於講堂 令義解講釈 於局 古今集講釈 素読質問

五ノ日 於局 万葉集講釈 素読質問 輪講会読

一六ノ日 休日

当分毎月一四日午後歌詞会

『鶯栖園遺稿』下によると、重石丸は明治一(一八六九)年二月三・一八日に皇史局において『続日本紀』、二〇日に局で『十八史略』序を、二月四・一四日、三月一四日、五月一四日、六月一四日、六月二四日に講堂において『古事記』を講じている。四月二四日は玄道が『古事記』を講じている。『十八史略』序は輪講である。右の日課はこの記録と一致している。⁷⁴⁾

右の日課で、二七の日漢学所講積につき午前休校となっているのは、皇学所の生徒が漢学所の講釈を聴講したこと、四の日漢学所午前休校講堂において『古事記』講釈、九の日漢学所午前休校講堂において『令義解』講釈となっているのは、漢学所の生徒が皇学所の講釈を聴講したことを示している。『漢学所仮規則』の「生徒掛心得 告諭」には、「二七之日聴講^{而巳}願之輩者辰上刻參校……講席之開ヲ俟テ長幼相席可着座之事」、「四九之日皇学所講日二候糸彼校^江出席可有之二付……皇学所講積次第参集之事」とある。⁷⁵⁾

なお、先行研究では、日課について、「^{職員会}職員会大学規則書」にある「日課」が実施されたものであると見做されたり、あるいは「日課」よりも同規則書にある日課表のほうが実際に近いものであるとされたりしているが、「日課」も日課表も『鴨脚家文書』にある日課とは全く異なる。どちらも計画に止まったものであると考えられる。⁷⁶⁾

他にも実施されたとみられる左のような日課がある。それは繁樹が敬雄宛書簡に記した「御講積之次第」、すなわち、教官の貶黜(後述)が行われた明治二年六月一八日以前に「幼童の為ニ暫く相設る日課」である。なお、『^{職員会}職員会大学規則書」にもほぼ同内容の日課があるので、これで補足(括弧内)をする。⁷⁷⁾

二ノ日 (局) 玉鉾百首

三ノ日 局 古道大意

四ノ日 (講堂) 古事記

五ノ日 局 保建大記 十五日 論語

七ノ日 局 西籍慨論

八ノ日 局 馭戒慨言

九ノ日 令義解

十ノ日 局 万葉(万葉集) 抜粹コトハ五松様抜粹 卅日 十八史略

授業で実際に用いられた書を改めてあげると表のようになる。分類は分科の四学別ではなく授業の区分別(局)による。

『古今集』が講釈されたことは意外である。篤胤が、真淵の『万葉考』に注目し、それが、歌を古道に学び至るべき梯と説き、『古今集』を「手弱女の少女さびたる事こそ有れ。益荒雄の壮士さびせるまで。真盛なりし。古のいかし御代に合はずなむ有る。」と見做していたと解し、これによって『古今集』を当時の歌壇の「大凡は此道の本義を得知らず。……彼哥聖たちの虚歌を習ひて世に售り。庸人を悦ばしむる者村里に多かり。」という状態の主な発源としていたからである。『古今集』の講釈を誰が担当し、それがどのようなものであったかはわからないが、それが行われたことは皇学所の教育が必ずしも篤胤学に収斂していなかったことの一例といえなくはない。⁷⁶⁾

現時の「外国之方策」に関する教育は行われていない。また、その計画も見当たらない。しかし、教官のなかには、学問上の視界を世界に広げていた者がいた。正胤はその例である。彼は、文久元(一八六一)年起稿三年脱稿の『天朝大帝国論』において、天皇が「万国の惣君主」であり、日本が「万国の祖国」であることを論証するために、佐藤百祐『西洋列国史略』文化五(一八〇八)年、箕作阮甫訓点『地球説略』万延元(一八六〇)年、無是公子『洋外通覧』弘化五(一八四八)年、桂川国瑞訳『魯西亜志』寛政五(一七九三)年、安積信『洋外紀略』嘉永元(一八四八)年、『西洋全史』(長山貫『西洋小史』嘉永二年)などを用いた。しかし、その用い方は「外国之方策」の客観的な把握に向かうものであったとはいえない。正胤が担当した授業については『続日本紀』の会読以外は不明であるが、仮に「外国之方策」に関する教育をしたとしても、それは「惣君主」・「祖国」の論証に終始するものであったであろう。⁷⁷⁾

実際の授業内容については、その一端を伝えるものとして、重石丸の明治二年二月二〇日の『十八史略』序の論講と三月一四日・五月一四日の『古事記』の講釈に関する彼の日

素読		歌詞	律令	皇史	神典
漢文書	仮名書	講義	講義	会読	講義
論語 保建大記	古事記 万葉集	万葉集 古今集	令義解	続日本紀 十八史略 西籍慨論 論語	古事記 玉銚百首 古道大意 玉禪

記、玄道の講釈に関する受講生小谷時中・野村敷明の回顧談がある。それらは左のようである。⁽⁸⁾

二月二〇日『十八史略』序輪講

「尊内郵外の論を吐き漢意の非を痛斥」した。博経親王・家臣と藤谷、外山、冷泉、梅園、吉田の五堂上公家が聴講したので、特に力を入れた。

三月一四日『古事記』講釈

「口を極めて漢学の弊害并二吾が道の貴重なる事故を説き諭したるに少し苦口の良薬が苦きに過ぎたるにや公家の子弟等中に八腹立の方も有りしか監察遂二来て先、是迄にて御止候へと云故一笑して止ぬ」。

一五日に重石丸は御用掛久隆から句読師兼務（二月一五日後）免・講官専務の沙汰を受けたが、このとき、一四日の講釈については、咎められず却って称揚された。

五月一四日『古事記』講釈

「大声滔々従来の学弊を痛斥以て皇道の一日も夙夕復古せらるべからざる理由を説く二当り満堂聳聽然るを又々監察石田貢遂二予が座側二近き来り大抵二して御止被下ヨト云……此日 華頂宮を始錦織殿吉田殿皆出席也」。

講釈を止めたのは、それが長くなり過ぎたためであり、久隆の「意指」によった。しかし、御用掛良義は、この措置について、後に貢を「叱斥」し、久隆を「専権且失当」であるとして責めた。玄道も、講釈は講官の「適宜」の仕方に任せるべきである、監察は生徒等に止めるべきであり、講官をもその対象にすることは「越俎の甚きもの」であると批判した。博経親王は、玄道に賛成し、貢に「屹度以来を慎め」と注意した。

重石丸は、右の記事のなかで、貢を「漢癖家」であると書き添えているが、良義や玄道の対応には、貢がこのようにみられていたことが影響していたようである。

玄道講釈の回顧談（全文引用）

なか／＼以て尋常の訓詁註釈には終らず、最も記憶に鮮かなる矢野氏の如きは、二た言目には脱線して天下国家の事務を論じ、特に孟子の「民為貴、社稷次之、君為輕」とか、「賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人謂之一夫、聞誅一夫紂矣、未聞弑君也」とかいふ句を引合に出しては漢土の道なきを説き、漢心を脱せざれば大和心にはなり得ぬ旨を強調し、高貴の前をも憚らず見台を叩いて儒字を排撃するのが往々にして常であった。

講釈の趣旨は重石丸も玄道も同じであった。それは、「漢土の道なき」こと・「漢心」が国体に悖ることを批判することによって、「吾が道」・

「大和心」の価値を主張するものであった。重石丸の三月一四日の講釈が「苦きに過ぎたる」ものになったのは、漢学所の生徒が聴講していたことを意識したことによるのであろう。公家の子弟等のなかで立腹した者は、漢学所の生徒あるいは公家が教養としてきた漢学に馴染んでいた者であったと思われる。なお、重石丸は、漢学所生徒受講の授業において彼等の反発があったことについて、次のようにも記している。「堂上子弟等早出致候二付講釈の席にて痛ク叱責ス」（八月四日）、「漢学所堂上子弟不心得の連中を呼出し改て痛く極付たり魁首三室戸殿武者小路殿柳筈殿難波殿等尤頑抗せり余八順良二命二服したりき」（八月七日）。

重石丸の六月一四日と二四日の左のような記事は、授業内容に関するものではないが、授業の一面を示すものである。

六月一四日（全文引用）

今日より予講堂に於て烏帽子直垂着用して古事記を講ずる事と決定す右四五日前薩摩藩士数人胡服用して講義席に出たり監察これを詰りて後來を禁じたり藩士首肯して更に烏帽子直垂を着し出頭して前過を謝し更に監察に対して数箇条の難問を申出たり曰く神典八天下の大典也然るを御講席にて宮様（博経親王……筆者）を御始メ豊に御手を突かせられさる八如何公卿衆方此御席に平服にて御出席あらせらるゝ八如何胡髪のを御咎メ無きはいかゞ等の質問いわゆる真綿もて首を絞ると云如き論鋒也監察大に閉口して速に答弁すること能ハす錦織殿云吾等八拜聴二八出役也沢殿一宣種、主水正、明治二年六月一二日御用掛任（大系）、慶応四年一月に米川（角田）忠行の紹介により篤胤に入門」云吾等神典拜聴の時八私宅にてすら屹度烏帽子直垂を着用して座に着くを例とす況や朝廷の御学校をや薩人の論を至当とすと遂に其議に決したり是れに因りて講官も講義の時八烏帽子直垂着用之事と成りぬ令義解の講義の時八いかゞすべきとの議起ル玉松先生判して云神典ならずとも皇典なれ八同様にて可然と云れけるに是八も同様の処に定りぬ玉松先生窃に予に謂ひけらく沢殿八定て宜しかるべし甚く御学校の宿弊を歎き居れり近く改正あるべしとの事也云々と懇話せられたり右薩藩士とは……此等の人々皆予か講説に同意するなれ八前件の如き過激の挙動に出て御学校の不振を警醒せんと欲するの意に外ならず

六月二四日（全文引用）

古事記を講ずる二付烏帽子直垂を携へ参校ス 宮様沢殿吉田殿御出席あり堂上地下を始め満堂百余人の生徒両手を疊二突き私語する者一人も無かりしのミならず小用二立ッ事もも前以て禁じ置たる事なれ八誠二嚴肅の事共にてありきこれ八去ル十四日の議段々実行の結果也

重石丸は九名の薩摩藩士の名をあげている。彼はかなりの数の生徒から積極的に支持され、御用掛のなかでは特に良義の左袒を得、玄道と同様に意のままの授業をすることができたようである。しかし、重石丸は皇学所を不振であるとみていた。それは受講者が少ないことや授業の秩序が保たれていないことではなかった。彼の授業は、受講者が百余人あり、受講態度も「嚴肅」であった。不振は、彼の認識においては、教官・監察のなかに「奸物」がいて、教育が真弘、玄道等の方針のもとに統一されていないことであつたようである。

(4) 教官・監察の間の対立

「奸物」の貶黜に関する動きが顕在化したのは、明治二年四月二五日に平田家から真弘、玄道、重石丸等の一統に教官の間の異説家について相談したいという知らせがあったことに始まる。これを受けて一統は、一七日に縫殿が教官の不足を補うという理由のもとに「神典」の助講に任せられたことについて、二〇日に評議し、二二日に彼に対して「詰問」をすることにした。ところが、当日にはそれを再考することにし、二三日に取りあえず翌日の『古事記』の講釈については玄道を当てるので縫殿を必要としないとする穏便な対応を上策として決めた。御用掛が一統の意を酌んだことによるのである。縫殿は二八日に助講を免ぜられ、句読師に戻された。⁽⁸⁾

宣種は御用掛に就くと直ちに、六月一四日に真弘が重石丸に耳打ちしたように、「宿弊」の排除に着手した。「宿弊」は、敬雄に届けられた一八日の宣隆の書簡によれば、左のようであった。⁽⁹⁾

句読師八近時講官ト大不平ノ事件有之是ハ全く飯田守人并那須植松（縫殿、有経……筆者）等力姦邪ニヨリ候……平田翁二八鈴木重胤ノ旧轍ニ懲リモセス異説第一ノ飯田守人ヲ推拳被致候故宮侍両三輩と与党シ錦織家ヲ歎キ同卿方玉松君矢野兄（真弘、玄道……筆者）抔ヲ讒訴致サセ種々講官ノ迷惑ヲ発シ候段可悪ノ次第延太郎（平田延胤……筆者）熊之介（胤雄……筆者）両兄も殊之外残念ニ被申候延ぬしノ話ニ古事記ヲ排シ日本紀ヲ主張スルハ皆姦奴ノ所為ニ力前二八重胤アリ今八守人アリ……守人ノ姦計詐謀難尽筆頭候イツレニモ皇学所大变革ナラテハ講官一同致仕ノ外無他候

「宿弊」を排除することができるか否かは、真弘等の一統にとっては、「致仕」に関わるほどの大問題であった。宣種の着手はこのような危機意識に応じたものであった。

宣種は六月一七日に博経親王、真弘、有年、経春、左仲、章甫、重石丸を講堂に呼び寄せ、「宿弊」の排除を審議させ、その結果を受けて皇学所中に「奸物放逐」を内命した。そして一八日に武郷、縫殿、眞の三句読師と井上右京、松室近江守、下橋右兵衛（摂家一条家人）の三監察を貶黜した。しかし、有経は除外した。武郷に与した両三輩の宮侍は眞、右京、松室であろう。眞は監察（前出）であったが、このときは句読師とされている。それに就いたのは五月一四日以後であろう。宣種が一七日に博経親王と左仲および真弘等一統と被貶黜者の中間に位置づく章甫を呼び寄せたこと、ならびに有経に貶黜を及ぼさなかったことには、貶黜への同意を広がりのあるものにしてよとする周到さを感じられる。このような方法で六名を貶黜したことにより、「宿弊」は排除したことになったようである。以後の有経は警戒の対象にはなっていない。敬雄に宛てたとみられる正胤の七月二七日の書簡には、「御学校も奸徒御退ケニ相成先当今は同心同志と相成是又御同慶の事ニ御座候」とある。同心同志による教育は篤胤学に凝結するものになる。皇学所が九月二日に廃止されたので、その結果が出る時間はなかったが、それはむしろ同所の不振を招くものになったであろう。⁽¹⁰⁾

なお、六月一八日に監察の補充人事があり、米川信濃（角田忠行）と宇和島藩士二宮新吉（河野春人）が任ぜられた。忠行は三五歳。信濃国佐久郡の岩村田藩士。安政二（一八五五）年に脱藩、藤田東湖に学び、篤胤入門。足利氏木像梟首事件の首謀者の一人。事件後直助の世話で信濃国の伊那に潜伏。その後堂上公家沢家の家令になり、慶応四年一月に九州鎮守府総督沢宣嘉に従つて九州に赴いた。明治二年三月に宣嘉長崎府知事免により帰京、具視から上代の政治に関する諮問を受けた。春人は玄道の門人であつた。⁽⁶⁴⁾

貶黜の理由は、宣隆によれば、武郷、縫殿、有経等が他の句読師を誘つて講官と対立し、さらに宮侍兩三輩と組んで久隆を歎き、彼に真弘、玄道等を讒訴させたことである。讒訴がいかなるものであつたかはわからないが、対立の背後には、彼等が篤胤と異なる説を唱えたことあるいはそれを支持したことがあつたことは確かである。縫殿は宣長学徒、右京と松室は貢と同様の「漢癡家」であつたとみられる。右兵衛は不明。異説の全容を把握することは困難であるが、武郷についてはそれを例示することができ、有経についてもその一端を推測することができる。

1 武郷

『日本書紀』の成立に関する篤胤の説は左のとおりである。⁽⁶⁵⁾

其頃（天武天皇の頃……筆者）までは、漢字を用ひはすれど、音を取つて仮字に記き、或はかの宣命書などの多かりしかば、是より漢字の義を専と取て、倭語に填て、全く漢史風に記さまほしく所思看し起せるなるを、……和銅七年に上奏れる日本記は、其大御心に違ひて、多く仮字文宣命書に記して、私記（多人長弘私記……筆者）に所謂仮名日本なりし故に、更に撰ひ改めしめ給へると知られたり。其は釈紀（卜部兼方『釈日本紀』……筆者）に仮名日本記と、今在る書紀との前後を問答したる処に、仮名本為嫌其仮名。養老年中更撰此書（『日本書紀』……筆者）。といひ、……また或書伝養老四年令安麻呂等撰録日本紀之時。古語仮名之書。雖有数十家皆以勅語為先。然則仮名本。尤在此前耳とあり。……此を合せて考るに、和銅七年に奏上れる日本記（皇円『扶桑略記』に録……筆者）は、即いはゆる仮名日本記なること疑なし。……かくて此本は先に成り、今の日本書紀は後に成れる事は、上に引る弘私記序、釈紀共に更撰と云るは、和銅七年に上奏れる日本記は有れど、また更に今存る日本書紀を撰べる由なると、私記に仮名本を古本と稱ひ、今の日本書紀を後本と云るを思合せて睨べし。……また此に依て思へば、仮名日本記といふ称も、後に成れる日本書紀の漢文なるに對へて、号たる称にて、元は唯に日本記と云ひしこと、……扶桑書記の文にて知べし。

篤胤の説は、和銅七（七二四）年に奏上された『仮名日本記』が漢字の義を倭語に填てる語法で更撰されて、養老四（七二〇）年に『日本書紀』が成立したというものであつた。武郷はこれには謬りがあるとしてそれを左のように指摘した。⁽⁶⁶⁾

同天皇（元明天皇……筆者）和銅七年二月。詔從六位上紀朝臣清人正八位下三宅臣藤麻呂。令撰『国史』。紀統とありて。其年の中に功成竟て奏上たりき。奏上の事史には漏れたれとも。扶桑略記に。和銅七月上奏日本紀と云事あるを以知られたり。此即釈紀私記（弘私記）……

筆者)に。所謂仮名日本紀なり。……此は上奏の月日は闕たれとも。推て十二月の事としたらむにも。かの清人藤麻呂に令せ給へるは。二月の事なれば。速に功成れるを思ふに。神代を始。大御代の嗣々を。いとあらあらに記されたるものにて。其巻数も古事記はかりのものなりけむ。其書世に伝はらされは。知へきよしなきか如くなれと。かの天武天皇御世に。川島皇子等に令せ玉へるか如き。嚴重き撰史の御挙とも見えす。此人等のむけに位階の卑き。先朝の人等の比にあらぬをおもふへし。……元正天皇養老四年五月癸酉先皇一品舍人親王奉_レ勅修_二日本紀_一。至_レ是功成奉_二上紀三十卷系圖一卷_一。紀統とある。此文たゞ日本紀とのみあれと。是即今に伝はる日本書紀なり。……_二積紀_一に。仮名本為_レ嫌_二其仮名_一。養老年中更撰_二此書_一。とあるは謬なるへし。上にも云る如く。和銅上奏の日本紀と。此日本書紀とは。其撰らしめ玉ふ根元。各異なるものにて。此と彼とは相関からず。されは其仮名を嫌ふか為に。なと云へきものにはあらじかし。但日本紀は先に成り。日本書紀は後に成しかは。其日本紀の文に依て。修られし段もあるへきはもとよりにて。……しか採摭ふにつけては。仮名を漢文に改めらるゝこと。これまた論なし。……弘仁私記序。積紀共に更撰と云るは。和銅七年に上奏れる日本書紀に対へて。今在る日本書紀を撰へる由なるへけれと。此又仮名本を嫌ひて。日本書紀を修られたりと為る徴とは云かたく。また私記に。仮名本を古本といひ。日本書紀を後本と云るは。当時さる名目もありしなるへけれと……これはた。日本紀は日本書紀の元書たる証と。すばかりの事にもあらじかし。

武郷の『仮名日本紀』(篤胤は『仮名日本記』)が『日本書紀』の元書ではないとする立証は、右記の他にもあるが、これだけをみても篤胤の考証が不充分であることを指摘し得ているといえる。ただし、『続日本紀』と『扶桑略記』によつて『仮名日本紀』が上奏されたことを事実として認めたこと、および同書の記述内容と巻数について推測をめぐらしたことについては、史料の恣意的な解釈によるとの感が残る。

『日本書紀通釈』は諸注釈を集大成したものであるといわれている。採択した注釈のうち最も多いのは鈴木重胤のものである。重胤の注釈を高く評価していたことがわかる。重胤は天保三(一八三三)年五月に篤胤に入門しているが、安政四(一八五七)年一二月の『答問書』では、師とする先学のうち、宣長と篤胤について左のような評価をしている。そして、この評価により、翌年二月に鏡胤から絶交を通告されている。⁸⁷⁾

徳まさに盛んに学益々篤くして清妙高遠優游博衍たる事本居大人天下万国に卓絶する処也万世の師と崇め信すへき八此大人也……又平田翁の事は果斷の敏捷なると学識の強大なるとをいつこまでも信し候なれとも奇怪神異を宗とし鄙俗時風に叶へ候て被説候事共八不足徴候かつ老荘を主張して我か 神典と同帰に被説候事八甚以付会ならさる事を得ず

重胤の注釈にみられる論証の精確さは、宣長と同じように、徴するに足らざるところのないようにしようとする努力の結果である。

重胤も篤胤の『古史成文』・『古史伝』と同様の著作を試みたことがある。『古史成文』に当たる『皇典正文』の神代部である『神世之語事』は、嘉永元(一八四八)年六月に、修正を要するものとしながらも脱稿した。しかし、その伝である『古始太元考』は弘化元(一八四四)年に作成を中止したまま放置し、新たに計画した『延喜式祝詞』の注釈に嘉永元年一〇月に着手した。それは『答問書』の左の件にあるような考えを持つに

至ったことによる。

日本書紀辱くも 朝廷の正史也……三つから古史成文と云本文を作りて三つから注をすると云法やは有へき……小生にいはせる時八古史成文といへとも野史の類也先年小生も学未く八しからざる時神世語事を著八して後悔仕候事有き……され八古史伝を以て日本紀伝の小言を云ふ事本末の相違有之に似たりあ八れむへきの甚しきならずや

その後重胤は宣長の『古事記伝』のように歴史を古典そのものによって語らせることに関心を集中し、嘉永五年春に『延喜式祝詞』を脱稿し、次いで翌年一月に『日本書紀伝』の注釈を起稿した。『紀』の通釈に取り組んだ武郷にとつて重胤の方法と成果は最も重視するべきものであった。⁽⁸⁸⁾

2 有経

有経に対する批判については、前記の宣隆の書簡の他に、繁樹の敬雄宛明治二（一八六九）年六月一九日の書簡への七月一日の書入れにも、「不評番（評判）……筆者 飯田那須ノ党門ト云風聞アリ」とある。その風聞の要因は彼の学風であったようである。一般に家学の基本は次代に伝授されるので、有経も父茂岳の学風を継承していたとみられる。⁽⁸⁹⁾

茂岳は宣長の門人であり、尾張藩の国学者である河村秀頼・秀根（秀頼の弟）・益根（秀根の子）の学問を継承した。茂岳の学問は『日本書紀』を始めとする六国史を「国史」の正史とし、「古事記」は「紀」を補つものとして位置づけている。その方法は六国史、秀根『書紀集解』などの校合に力点を置いたことによる考証の確かさを特色としている。茂岳の篤胤学批判は文化二三（一八一六）年の『天説弁』に始まる。篤胤の文政二（一八一九）年の『神世文字の論』に対しても『神代文字之弁』（東京大学国文学研究室本居文庫蔵の写本名は『植松茂岳神代文字論』）を著し、「説ベノ心得カタキヲ拔出テ」論じている。そのなかで『仮名日本記』については左のように批判している。⁽⁹⁰⁾

日本紀ト云名即チ今ノ日本紀ナルヲ其以前ニ出来タル書ヲ仮字日本記ト云ヘキハレナシ今ノ日本紀アリテサテ後ニ仮名ニテ書ルヲ仮名云々ト云ル一論ナシ仮名日本紀元来アルガウヘニ今ノ日本紀出タルナラハ今ノ漢字日本紀ト云ヘキ理リ也又サキニ出来タル仮名日本紀ヲモト日本紀ト云テ今ノ日本紀出来タル後ニモトノヲ仮名日本紀ト云フニヤサラハ養老四年ニ撰ハシメ玉ヘルハ何レトカセム……元慶ノ説（『元慶二年私記』の説……筆者）ニ云為読此書私所注出也……コノ説の如クナルヘシ

茂岳は『仮名日本記』を、元慶の説により、武郷とも異なり、『日本書紀』を読むためにその後に着された私記とした。元慶の説について、篤胤はそれを「当時「元慶二（一七八八）年の頃……筆者」は既に、仮名本の所出の由を知らずなりしと聞えて、いと未しき説」で「信がたき由を云る」ものとしていた。玄道は忠行に請われて明治八年に『懲狂人』を著し、茂岳に対して左のように反論した。⁽⁹¹⁾

飯豊天皇即位事。見『日本記』（『仮名日本記』……筆者）之由。扶桑略記書入之。……今伝はる書記（『日本書紀』……筆者）に見へざる事どもなるは。古本の日本記を引る文なること疑なし……以前に出来たる書を。仮名日本紀といふべき理なしとは、いかなる惑ならむ。右の

如く私記に。古本といひ。今本を後本と云は知すや。また今のを漢字日本紀といふべき理なりと云も。あぢきなき愚説にて。当時さばかり漢文の行はれて。漢土の史書の体に。擬ひて作らせ給ひて。此を正史と立賜へるを。論者のかく難むべき理八あらじかし。又養老四年に。撰はしめ賜へるを。何とかせむとあるも。寝言を聞に似たり。そは養老に成たるをバ。日本紀と改称ひて。漢史の体になし。正史と立賜へる故に。その以前に成りしをバ。上宮記古事記の文めきて。古風のまゝに書れし故に。別て仮名日本記といひ。別に言篇の記を以て。此を分ちけむこと。師説の如くなるをや。……元慶説と八。……国史に見へたれば。其時の私記の説と聞へたり。然れども。当時八既に仮名本の所出の由を。知すなりしと聞へて。いと未しき説なり。此説を信がたしして云る説ぞ。いはれたると見へ。鈴屋翁も。既く私記の説のをぢなき由八。玉勝間に論はれたり。

玄道は茂岳に対する反論を篤胤の説に宣長の私記批判を加えて行っている。篤胤の説による反論は、説そのものが批判の対象になっているので、説の補強をしなければ功を奏さないが、それをほとんどしていない。そのうえに、篤胤と同様に、『日本書紀』にない故事が『紀』後の書に記されていることは、『仮名日本記』から引かれたことになるという雑な推論もしている。宣長の私記批判は左のようなものを指すのであろう。³²⁾

神御典を説事、むかしは紀伝道の儒者の職にて、そのとける書、弘仁より代々の、日本紀私記これ也、それはいづれも、たゞ漢学の余力をもて考へたるのみにして、神御典をもはら学びたるものにあらざるが故に、古の意詞にくらく、すべてうひ／＼しく浅はかにて、もとより道の旨趣も、いかなるさまとも説たることなく、たゞ文によりて、あるべきまゝにいへるばかり也、

『仮名日本記』が『日本書紀』の元書であると主張することは、それが広く受け容れられれば、『紀』を、『国史』の正史ではあるけれども、養老四年当時の漢文使用の気運の高まりにより漢文に書き替えられた書にすぎないものにするようになる。このことは、『古事記』を『紀』よりも『国史』の本原的な書とすることにもつながる。そのためには、『元慶二年私記』を史料的价值のないものにしなければならぬ。玄道がそのために用いた篤胤のそれに対する批判の説得力は、『仮名日本記』の「所出の由」の如何にかかっていたが、同書が『紀』以前の書であることを認めている武郷が知ったそれは前記の引用のよつに同書が『紀』の元書ではあり得ないことを推定させるものであった。玄道は宣長の私記批判も用いたが、それは全私記に向けられたものであるので、篤胤が「所出の由」究明の史料にした「弘仁私記」の価値も下げるものであった。

有経を茂岳によって語ることは問題なしとしないが、彼の学風は、『日本書紀』を始めとする六国史を「国史」の正史とし、考証を厳密に行つたものであったとみてよいであろう。延胤から「古事記ヲ排シ日本紀ヲ主張スル」異説家の一人とされてきたことはこのことを示している。有経が、篤胤学を継承し、『古事記』を本原的な書とする真弘・玄道等と距離を置き、武郷や縫殿に与したことは自然なことであった。³³⁾

4 皇学所の廃止

皇学所は、具視が明治二（一八六九）年一月二四日に太政官の評議にかけた「御相談之件々」の一つである左のような学校掛への申入れに従わさせられることになった。⁹⁴

当地 皇漢両学校基本彼是取調有之候趣右八関東二おひて大基礎御取調被 仰付有之尚又昌平学校中和漢洋不取敢当分御規則も相立候趣
随^而八是非東西同一二無之候^而八大二御不都合と存候二付当地両学校掛重立候者両三人宛東下被 仰付一途二出候様被 命候^而八如何既二矢野茂
太郎八東京方被召有之候得共未々東下無之趣宜御賢考

「関東二おひて大基礎御取調被 仰付有之」は具視が明治元（一八六八）年一〇月二日に朝議に付した左のような「学制取調之事」により、左の者に学校取調御用掛兼勤が命ぜられていたことを指す。

皇国前途ノ事其根本茲ニ在リ最大事ナリ速ニ取調被^二仰付^一度候

学校取調御用掛兼勤者（把握できた者）およびその主な現職と受命年月日

算作麟祥（貞一郎 静岡藩士）（幕府外国奉行支配翻訳御用頭取） 外国官一等訳官 明治元年一〇月二七日、山内豊信（容堂 前土佐藩主） 議政官議定 一二月二日、秋月種樹 行政官弁事 同日、菱田重禧（海鷗 文蔵 大垣藩士）（藩校敬教室漢学講官） 行政官権弁事
同日、細川潤次郎（元習 土佐藩士）（藩校致道館番書教授） 一二月三日、松岡時敬（毅軒 七助 土佐藩士）（藩校致道館経学教授）
一二月一八日に昌平学校掛 一二月一〇日に同校頭取心得 一二月四日、内田正雄（恒次郎 静岡藩士）（幕府軍艦頭） 一二月二日に開成所掛 一二月二日に同所頭取 同日、森有礼（金之丞 薩摩藩士） 外国官権判事 同日、神田孝平（孟恪 静岡藩士）（幕府開成所頭取） 外国官一等訳官 同日。

麟祥、潤次郎、正雄、有礼、孝平は洋学関係者であり、他は漢学関係者である。京都の「両学校掛重立候者両三人」が呼び寄せられれば和漢洋が揃うことになる。さらに一二月一三日に昌平学校に知学事、判学事、以下の役職が置かれ、同日に、豊信が知学事、種樹が判学事、二三日に時敬と正雄が学校権判事の兼勤を命ぜられた。四者は東京遷都の方針のもとに東幸を実施した新政府の東京における中央教育行政官であった。東京側の学校取調はこの教育行政官のもとで進められた。⁹⁵

玄道は明治二年一月に、鏡胤は翌年二月二日に、真弘は四日に、吉輔も三月六日に、漢学所では、御用掛豊岡随資（大蔵卿）が二日に、講官中

沼了三(葵園)が三月九日に東行を命ぜられた。鍊胤、吉輔、隨資、了三は東行したが、玄道と真弘はそれに応じなかった。鍊胤は、老衰のうえ病身であることを上申して「旅行御免」を内願したが、吉輔が差添えられることになったので、三月一六日に句読師礼助を伴い出京した。鍊胤が病気であったことは、重石丸が二月一日と五日に彼を見舞っているのが、事実であるが、応命には消極的であつたようにみえる。豊信、種樹等と学校取調をすることが皇漢洋の三学を並立させ、皇学所を窮地に追い込むことになることを恐れていたであろう。豊信と種樹が学校取調御用掛に就いたことについて、明治二年一月二日に鍊胤が重石丸に「追々彼地の御規則書も相廻り候間無遠慮批難可申出」と内話してその声を大きくし、それを皇学所と自らの支えにしようとしていたことが、このことを示している。玄道は、明治二年一月二七日に、そして八月一九日にも東行を迫られたが、どちらも病気を理由として拒み、八月にそれを免ぜられた。ところが二月二五日に改めて東行を命ぜられた。真弘は「東京の雲行^キ何分面会^{ミヤ}からざる故辞して行^カさらむとの内意」を漏らしたので、教官一同が協議し、二月二二日に「先生は学徳兼備加之岩倉公との関係も浅からぬ宿老なれ八此人二して越越せられなハ誰レか代ルべき者ぞ千歳一遇の機失ふ可からざるの秋也」と勧めたが、応じなかった。真弘は明治二年秋に再度東行を命ぜられたが、このときは「所勞」を理由として猶予を願ひ出た。しかし、両者とも明治三(一八七〇)年一月九日の両者に対する「御用有之ニ付早々東京へ可罷出候事 但所勞ニ候共押テ罷出可申事」という命には抗し切れなかった。玄道は二月八日出京した。真弘は東行を一月に「御用何度且不忍坐視義共献言之為」と意義つけてその命に應ずることとし、三月一〇日出京した。玄道と真弘が東行を拒み続けた本当の理由は後述する皇学所側が作成した「大学校御規書」および玄道の大学校代大博士心得の辞退理由書によつて確認することができる⁽⁶⁾。

東京側(新政府)は皇・漢両学所の東行者を加えて学校取調を進め、明治二(一八六九)年六月一五日に「学校規則」を行政官から学校(昌平、開成、医、兵の四学校)に達した。それは昌平学校、開成所、医学所を総合して大学校とし、狭義の大学校(昌平学校)を本局とし、開成学校(開成所)と医学校(医学所)を分局とした。兵学校は現行の管轄の必然性を認めて分局とせず軍務官に付した。本局には紀伝科、明経科、明法科、文章科の四科を置いた。「学校規則」は皇道を尊み国体を弁ずることを「学者ノ先務」としたが、昌平・開成両学校の教育については、漢土の孝悌彝倫の教え・治国平天下の道と西洋の格物窮理開化日新の学も「皆是斯道ノ在ル所学校ノ宣シク講究採択スヘキ所ナリ」とし、医・兵両学校の教育についても、外国の「長スル所ハ亦皆採テ以テ我国ノ有トスルコト勿論而已」とした。先に触れた明治元年九月一六日の皇・漢両学所取建に関する行政官沙汰の「規則」は漢洋の両学を皇道の羽翼としたが、「学校規則」は実際の教育においては皇漢洋の三学を並立させるものであつた⁽⁷⁾。

皇学所側には、東京側に対抗して作成したと推定することができる「大学校御規則書」がある。それは「皇学所自今改称「大学校」で始まり、「右御採用相成候様御尽力相願候事」で終わっている。尽力を願つた者は左のとおりである。括弧内は筆者の補足。尽力を頼まれた者としては具

視が考えられる。

華頂彈正尹（博経親王）、錦織（久隆）、吉田（良義）、玉松（真弘）、松室（近江守 博経親王家臣）、鳥居（大路筑前守 賀茂別雷神社家 非藏人 明治元年九月一九日御用掛任）、松尾（豊前守為美 松尾神社社家 非藏人 同日御用掛任）、堀川（治弘 弾正大忠 博経親王 部下 同日御用掛任）、八田（知紀）、山田（有年）、岡本（経春）

作成年月日については、明治二年三月とする先行研究があるが、重石丸の左のような日記により、「学校規則」が達せられた六月一五日の直後に着手し、七月二日に完成したと推定することができる。先行研究は、「余が見た一本には三月とある」こと、あるいは三月二六日に「皇漢御用掛一同講読師二至迄集会右者大学校御規則相立東京江建言え為也」という集会があったことに拠っている。しかし、この建言書は、二七日に「連名漢学所り東京江被差出」という手筈が整えられているので、「大学校御規則書」ではない。また、同規則書を、集会が合意に達しなかつたので、皇学所側が独自に作成したものであるとする推論も確度の高いものとは思われない。「一本」については、それがなであるかが不明であるので、言及することができない。

六月二〇日 昨日より今朝二掛け学校御規則を草し御用掛へ一通差出又右八命に応じて書きたる也昨日矢野氏（玄道……筆者）宅二一同集會御学校規則大評決可立の由仰^セ出ル

二二日 矢野氏宅へ^{言行是日}会する者玉松大夫沢主水正殿吉田侍從殿を始^メ山田阿波介^{有年}岡本吉岐守^{有年}米川信濃^{行忠}二宮新吉天坊左仲等也大概昨日の議を反覆討論して^{了ル}

三〇日 玉松先生御学校御規則改正不帰服二付監察米川信濃^{即由田}へ相談二及候処至極同意とて規則の見込別二認呉候様申候二付同志矢野清六^{男幸竹}尾東一郎伊達正助（平介……筆者）予が宅二会集

七月一日 御学校御規則の義二付沢主水正殿御殿へ出ル予遂一見込の筋無忌憚申陳ル大二御同意ニテ此節八漢学所を毀ち大学校と成す存念との内命ありたり是^レ日東一郎同道也しが後に米川矢野（清六……筆者）来り……一宮にも会し種々相談の末酒を命じ昼食

二日 退校の砌米川二宮矢野天坊等と玉松先生宅へ談判二行勝利を獲ていと愉快なりき是れ八兼て此方の見込と齟齬の筋ありしが先生が我を折^{りて}屈と称したれバ也

日記に名のある者をあげると左のとおりである。彼等は真弘、玄道、重石丸等の一統である。

御用掛 良義、宣種、真弘、玄道

講官 経春、正胤、有年、重石丸

句読師 直道、平介、左仲

監察 忠行、春人

日記に名のない者は、東行した鏡胤、吉輔、礼助と貶黜された武郷、縫殿、貞、右京、松室近江守を除けば、御用掛の久隆、講官の知紀、句読師の章甫、江雪、有経、そして雑掌とみられる御用掛の鳥居、松尾、堀川の八者である。日記からは、真弘等御用掛の四者が「大学校御規則書」の作成を主導し、重石丸が草案を書き、一統全員でそれを検討したことがわかる。「規則書」の作成に当たった者のうち、尽力を願った者に加わったのは良義、真弘、有年、経春のみである。宣種、玄道、重石丸が加わらなかったのは、良義と真弘を立てればよいと考えたことによるのである。重要なのは尽力をする者の人物評を考慮することであり、そのために博経親王と久隆を立て、知紀をあげ、鳥居、松尾、堀川の三者を加えたとみられる。しかし、貶黜をした松室をも加えたことについては、その意図を読み兼ねる。博経親王の近習であることによるのである⁴⁶。

「大学校御規則書」の主旨は、東京側の「学校規則」とは異なり、「漢洋二学八皇学ノ支流ナレトモ輔翼ノ為設置ルコト故好ヲ取り醜ヲ捨ヘク努々柱ヲ膠シ皇道ニ背馳セサル様可ニ心掛ニ事」を宗として両学を教育に組み込むことであった。そのために、漢学については、神典を講究させたうえで漢学に入らしめる。勤王敬神の大道を輔翼することを心得の第一とさせ、禅讓放伐の類は神明の道に牴牾するので断固として捨てる。洋学については、神典を講究させたうえで、皇学の講官の差図のもとに皇・洋の講官が連名で洋学に入らしめることを長官に申し出、その免許を受ける。皇国の古伝に基づいて天文地理医術器械等の精義を講究させ、耶穌教の学は厳禁する。洋学の講官には国体を弁えている者を精選して任用する。洋人は絶対に採用しない。このような規則書を作成したことの背景には、その最後の一条が語る皇漢洋の「三学鼎足」すなわち三学並立に対する左のような危機意識があった。

三学鼎足ノ姿ニテ八乍レ恐天津日嗣ノ御国体忽チ雲霧ヲ付シ皇道ノ蘊奥ハ如何ナルモノカ一人モ不レ存ヤウニ成行ヘキハ必然ノ勢ニ候仮令生徒千人有レ之処内五百人ハ洋学三百人ハ漢学ト相成リ兼テ御布令ノ更張スヘキ皇学ハ漸ク二百人ニ不レ足ヤウ可ニ成行ト存候右様相成候時八天下有志ノ徒傍觀ニ堪ヘス議論沸騰イタシ如何ナル変事可レ発之難レ計実以焦心仕候事。

真弘、玄道等にとって「学校規則」は「三学鼎足」の教育体制を採るものであり、漢洋両学の教育に浸透し両者を律するべきであると考え、皇国体の教育を、多くの生徒が受けない事態を生じさせるものであった。

新政府は明治二（一八六九）年三月の再東幸によって東京城に移した太政官を七月八日に改革し、大学校に大監以下の中央教育行政官を置き、さらに八月二〇日に大監の上に別当を置いた。別当には八月二四日に松平慶永を民部卿・大藏卿を免じて当て、大監には一〇月二二日に種樹（七月一七日に少監任）を任じた。教育機関としての大学校には、七月に集議院に教官両三名を議員として出させることにした。一方で中央教育行政機構を整備し、他方で教育機関の面に皇・漢両学所よりも確固とした地位を与えたのである。新政府が新国家の建設のために重視したことは、「三学鼎足」の学校を確立し、各学問の独自の発展を保障してその成果を享受することであった。依然として真弘と玄道に東行を求めたのは、両

者を学校取調御用掛ではなく教官として「三学鼎足」の大学校に収め込むためであり、民心を維持するうえで欠くことのできない皇道国体の研究・教育への貢献を期待したからである。したがって、「大学校御規則書」のような大学校は一顧だにする必要のないものであった。両者にとって東行は「学校規則」以後さらに受け入れ難いものになったといえる。⁽⁹⁾

新政府が皇学所廃止後の明治二年二月一〇日に京都に仮開校した大学校代は、東京の狭義の大学校と同じ教育体制を採るものであったが、同校大博士心得の召書を八日に受け取った玄道は、それに応じ難い理由を九条にわたって認め、留守判官に呈出した。条々の左のような件は東行を拒む理由とも通ずるものであり、これによりそれをより明確に知ることができる。

或者ども皇学を甚だ誹訪仕り、本居平田兩人をば異端邪説と相唱へ候由。……此度大政の皇室に帰任仕り候も、専ら皇学の天下に明かに相成り候に因り、其明かに相成り候起源は、専ら彼兩人の功勞に出で申し候

行在所（東京……筆者）に於て或儒臣の大博士に御登用遊ばされ候者の上表を、此比披見仕り候処、恐多くも皇祖天神、歴聖天皇の御事をさへ、皆皇国の私言にて、二典の外、左券もこれ無き由申立て

皇漢合併の説は、管見に於ては、毫も氷解仕り難く、抑々昨春の聖詔（前述……筆者）の通り、皇道を根柢とし、諸藩をば皇学の羽翼と致す可き義弼貴徹仕候は、……易々にこれ有る可き処、如何なる御事にや、朝議屢々御沿革、遂に二翼巍然として矗立仕り候より、隠然と一國の如く、水火氷炭相容れざる形勢を成し、今日に馴致仕り候ては、合併相成り候ても、徒らに粉々諍訟を醸成候は、必然の勢に御坐候。

玄道によれば、皇学側と漢学側の相互の批判の主な内容は右のようであり、相容れないものであった。彼は、この対立を解消する方法は政策・制度によって漢学を皇学の羽翼とすること以外にはなく、政府が皇・漢両学所を分立させたこと、さらに皇・漢両学並立の大学校を設けたことを失策であると考えていた。このことに加えて、東京を「行在所」としていることが示すように、遷都を良しとせず、「大学の御設も於皇都可有之東土八府覺にて可然」と主張していた。彼の関心事はこのような政策を改めて「大学校御規則書」のような教育を実施することであり、その見込みが立たない東行は意味のないものであった。⁽¹⁰⁾

真弘と玄道にとって、「学校規則」の施行と東行の命は深刻な問題であったが、皇学所の実態も問題の多いものであった。玄道はこれを改めるための明治二年一月二八日の「意見十三条」（全文を知ることができる史料は未見）で左の諸件をあげている。

東北を平定したところで新校舎を建てることになっていたが、まだ実行されていない。

入学資格が諸藩の志士神官に拡大されていない（前述）。

「神典」の講義は日課において相応の回数が必要であるにもかかわらず月に三回に限られている。

講義が制肘干渉されている（前述）。

人事については、阜隸にいたるまで気節廉恥を弁する者を採用することになっていたが、それが守られていない。

教官に漢学所で論語や孟子を聴講させることは、だれにもその素養があるので、不要である。

皇学所への手当は二千石三千両であるが、当分は一千石二千両とされている。

出退勤が卯の半刻(午前七時)から申の刻(午後四時)までと俗夫のように羈束されている。

は明治二年六月に実現されている。は、五月の重石丸の講釈の際、良義、玄道等が教官の教育活動を監察の対象にするべきでない主張したことにより、緩和されたはずである。については六月の貶黜によって一応玄道が警戒せざるを得ないと思うような教職員はいなくなった。大きな問題としてはが残っていた。そして、皇学所を「大学校御規則書」のような大学校に改組することが新たな課題となった。

東京側が「学校規則」を定め、中央教育行政機構を整備したので、皇学所側はそれを機として同所の問題や課題を新政府に説明し、手当の増額や改組の実施を取り付けることにした。この交渉役を負ったのは宣種であった。彼は七月五日に玄道、経春、有年、正胤、重石丸、左仲、平介、直道、忠行を招いて宴を催し(経春と正胤は欠席)、七日に有年と春人を連れて東京に向かった。有年と春人が八月にまとめた「乍恐奉歎願口上覚」によれば、宣種が新政府に申し立てたのは「京師御学校御規則万端」と「会計六ヶ敷趣」であった。為美も六日に「右(宣種の東行……筆者)者御学校御規則之義二付」と記している。ところが、前者の結果についてはなにも記していない。このことは新政府が全く取り合わなかったことを示している。後者については、一千石二千両は当初新政府が申し渡した二千石三千両に復していたようである。しかし、同額は「諸藩ノ学校ニモ比シ難」いものであったので、「是迄之二千石三千両ノ御手充ニテハ無覺束」と訴えたところ、新政府は増額ではなく、「皇漢合シテ年分二千石六千両ノ外ハ難被充」と減額を沙汰した。皇学所と漢学所は手当を折半してきたので、皇学所の額は一千石三千両になった。

なお、京都では、良義が七月一五日早朝に玄道、経春、正胤、重石丸、章甫、忠行を呼び寄せ、「江戸職員令(前述の別当以下を置いた職制……筆者)の事二付大学校の件々二付意見を申遣」わした。東京ではなく、「江戸」としていることは遷都を受け入れていないことによる。彼等は同日、この結果を玄道、経春、正胤、重石丸、章甫、忠行、直道の七者連名の書簡にまとめ、宣種、有年、春人の一行に送った。それによれば、「江戸職員令」については、意外にも皇学所が中央教育行政官の支配を受けることになることを問題にしていない。官職名について「古来聞も及ばぬ大監少監など称し候ハ如何なる事に候や」と指摘し、「右二付而は矢野始一同勘考相談之上追而皇国固有之官職周撰可進心得御座候」と申し出ることを勧め、皇学所の存在意義を示そうとしている。他に、朝廷が中宮職改正に関する下問を皇学所ではなく「雲上方」にしたことを、同所が無視されたと受けとめ、その悔しい思いを「御学校へ者何之御尋も無之甚遺憾且不審之至ニ御座候」と伝えている。「大学校の件々」については、宣種の父為量の「配下」である近藤右京の内状で知った「事ニ寄当学校も暫ク東京へ御移ニモ可相成哉之趣」、すなわち、皇学所の教官を東京の大学校に移してその教育体制に収め込み同所を廃止することになるかもしれないということに関して左のような周旋を求めている。

左様之義有之候而者此迄御取立二相成候生徒互解散候而已ならず奸徒の邪説行はれ再び恢復之期有之間敷奉存候此辺之処八能々御配慮惣本宗たる御学校聊も動き不申候様御周旋之程奉仰願候

彼等が絶対に譲れないと考えていたことは、篤胤学を基本とする皇学を基幹とし漢洋両学をその羽翼とする教育体制を採る大学校を皇都（京都）に設立することであった。他方、新政府が課題としたことは、その支持基盤を拡大安定させるために、それを妨げる虞のある皇学所を漢学所とともに改廃することであった。⁽¹⁶⁾

皇学所側の新政府への要請活動は、明治二（一八六九）年九月二〇日の有年の玄道への書簡にあるように「大敗北」に終わった。有年は同書簡の差出人名を刑余有年としていた。このことは彼がそれを皇学所の前途に関わる重大なものを受けとめていたこと、そしてそれについて自らを強く責めていたことを示している。しかし、それは新政府がすでに「学校規則」を達したときに決めていたはずである、皇・漢両学所の教官をその教育体制に収め込み両学所を改廃するという方針を堅持したことによったとみるべきである。⁽¹⁷⁾

新政府は皇・漢両学所の廃止を両学所に打診することはなく明治二年九月に断行した。真弘と玄道が東行の命に応じないこと、両学所が相容れざる関係にあること、皇学所が漢洋両学を皇学の輔翼とする「大学校御規則書」を作成して皇学所改組の要請活動をしたことが新政府の決断を促したのである。新政府が強権をもってその方針を貫いたことにより、皇学は「三学鼎足」の一角にされ、真弘、玄道等の篤胤学は彼等が「奸徒の邪説」とみる学も組み込んだ皇学教育の一部に位置づけられることになった。廃止については、まず二日に留守長官が、次いで一〇日に太政官が、「京師大学校御建替」二付皇学所漢学所当分御廃止ノ事、「是迄ノ御用掛不残被免候事」、「是迄皇学所祭典執行ノ学神一ト先神祇官へ返座ノ事」を達した。ただし、講官と句読師であった者に対しては建替後の採用を予定して、弁官が一日に遠国出身の者に帰国を見合わせることを沙汰した。⁽¹⁸⁾

注

- (1) 『平田鉄胤翁履歴』無窮会専門図書館蔵。伊藤武雄『『漢師』の玉松操』(下) 金雞学院 一九二七年 四一、四五頁。「矢野玄道翁年譜」(矢野太郎『矢野玄道』愛媛県教育会 一九三三年)。
- (2) 日本史籍協会編『百官履歴』一 東京大学出版会 一九七三年復刻 三〇頁。日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』一 東京大学出版会 一九六六年復刻 二九七頁。
- (3) 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館 一九八一年 八二一頁。小林正彰『西川吉輔』西川吉輔顕彰会 一九七一年 一三八頁。「平田鉄胤書簡」嗣子延胤宛 慶応四年一月二二日(宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二二集 同博物館 二〇〇五年 一〇五—一〇八頁)。「百官履歴」一 二七三頁。木村礎也編『藩史大事典』第一巻 雄山閣出版 一九八八年 三四九、三五七頁。「平田鉄胤翁履歴」。羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主

- 記録 清文堂出版 一九九四年 四二四頁。
- (4) 岩倉公旧蹟保存会編『岩倉公実記』中巻 同会 一九二七年 五九 六二丁。『権者の玉松操』(上) 一〇 一三、二二 二六頁。
- (5) 『矢野玄道』八四、一一七、一一八、一二二 一三三頁。『矢野玄道翁年譜』。岩倉公実記 中巻 一四七 一五〇丁。時野谷勝編『日本近代史辞典』東洋経済新報社 一九七六年 六七三頁。
- (6) 家人人名事典委員会編『三百藩家人人名事典』第六巻 新人物往来社 一九八九年 五三頁。
- (7) 上田萬年監『国学者伝記集成』続編 名著刊行会 一九七八年 三一四、三二五頁。
- (8) 同右書 第二巻 一五六〇 一五六三頁。
- (9) 『飯田武郷伝』・『飯田武郷年譜』(武郷 『日本書紀通釋』索引 教育出版センター 一九八一年 二〇七 二二二頁)。
- (10) 大口喜六『豊橋市史談』 参陽印刷合資会社 一九一六年 五五六 五六四頁。
- (11) 『福羽美静』(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第九巻 昭和女子大学光葉会 一九五八年 二〇 二二頁)。国学者伝記集成』続編 三六六 三六八頁。 東京大学史料編纂所編『復古記』第二冊 東京大学出版会 一九七四年復刻 四八三頁。『日本近代史辞典』 六七五頁。
- (12) 西川太次郎編『西川吉輔』近江新報社 一九〇四年 二九頁。小林『西川吉輔』 六三 六九、八〇 八四頁。
- (13) 『明治維新人名辞典』 八二頁。小林『西川吉輔』 一三八頁。
- (14) 『明治維新人名辞典』 三三三頁。西川編『西川吉輔』 三三三、三五、五六頁。小林『西川吉輔』 一一〇、一一一、一一三、一二〇、一二一、一二三頁。『谷鉄臣翁懐旧談』『遺老及有志談話』(西川編『西川吉輔』 二八頁)。
- (15) 西川編『西川吉輔』 七七 七九頁。小林『西川吉輔』 二六七、二六八頁。平田篤胤全集刊行会編『平田篤胤全集』別巻 名著出版 一九八一年 三頁。
- (16) 『参河国社領附』豊橋中央図書館蔵。『幕末三河国神主記録』 七五、二二一、四二二 四三三、四三六、四三七頁。
- (17) 『学制書』愛媛県西条市伊曾乃神社蔵。
- (18) 井上光貞他校注『律令』岩波書店 一九七六年 一六七、二六二 二六八頁。『類聚三代格』貞観一三年二月二七日太政官符(国史大系編修会編増訂『国史大系』第二巻 吉川弘文館 一九六五年 一三三、一三四頁)。同上書弘仁二年一月一七日太政官符(同上書 一三三頁)。熊谷幸次郎『王朝時代の大学と私学(上)』(『歴史地理』第六七巻第三号 一九三六年三月 四八、五八、五九頁)。「太政類典」第一編(日本近代教育史研究会編復刻集『日本近代教育史料大系』第一巻 龍溪書舎 一九九四年 一三一 一五頁)。
- (19) 平田篤胤『古史伝』三十二之巻新修平田篤胤全集『第四巻 二〇〇一年 二二八頁)。篤胤『赤県太古伝』巻之一(同上書第八巻 二〇〇一年 三八一頁)。「矢野玄道』一三七頁。
- (20) 『復古記』第三冊 一九七四年復刻 一七二 一七六頁。『日本近代史辞典』 六七五頁。「太政類典」第一編(『復刻集』)『日本近代教育史料大系』第一巻 一四、一五頁)。
- (21) 安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』岩波書店 一九八八年 四 一〇頁。『日本近代史辞典』 六七五頁。
- (22) 『太政類典』第一編(『復刻集』)『日本近代教育史料大系』第一巻 一一、一六頁。教育史編纂会編以降『教育制度発達史』第一巻 教育資料調査会 一九六四年 九三 九五頁。
- (23) 『玉松操建言書』(岩倉具視関係文書 四 一九六八年復刻 六六、六七頁)。「矢野玄道翁年譜」。平田篤胤翁履歴。内閣記録局編『法規分類大全』第一

編第一六官職門一四 同局 一八九〇年 一頁では、鏡胤の内国事務局判事免学校掛任は一七日。

- (24) 「玉松操建言書」(『岩倉具視関係文書』四 六七 六九頁)。「日本近代史辞典」六七六頁。「岩公覚書」(『岩倉具視関係文書』二 一九六八年復刻 一四〇頁)。

- (25) 「大学寮代新規版日記」(『職制大学規則書」(『大学寮校雑記』二) 宮内庁書陵部蔵)。「太政類典」第一編(『複製日本近代教育史料大系』第一卷 一九、二〇頁)。「矢野玄道」一四三頁。「岩倉具視関係文書」四 六六頁。

- (26) 飯島忠夫「長谷川昭道伝」信濃教育会 埴科部会 一九三五年 七五、七六頁。

- (27) 信濃教育会編「長谷川昭道全集」下巻 信濃毎日新聞社 一九三五年 一五九、一六〇、一六九、一九〇、一九二頁。

- (28) 「長谷川昭道伝」六七頁。

- (29) 「長谷川昭道全集」上巻 八五頁。同上書 下巻 二〇一、二〇八頁。

- (30) 「長谷川昭道伝」七九頁。「長谷川昭道全集」上巻 八四、八五頁。同上書 下巻 一九六、一九九頁。

- (31) 「七箇條鏡草」石丸忠胤 一八七七年 一三三丁。野之口隆正「本学要」上 一八五五年「野村伝四郎編」大國隆正全集 第一巻 国書刊行会 二〇〇一年 七頁。

- (32) 「矢野玄道」一四三、一四四頁。「皇学校御用掛雑記」(『大学寮校雑記』一五)。「法規分類大全」第一編第一六官職門一四 一頁と「矢野玄道翁年譜」では、真弘等三者の御用掛任は一七日。内閣官報局編「法令全書」第一巻 原書房 一九七四年復刻 二九五、二九六頁。「百官履歴」一 四〇八頁。

- (33) 「長谷川昭道全集」上巻 八五頁。「長谷川昭道伝」八〇、八二頁。

- (34) 「法令全書」第一巻 二九六頁。「岩公覚書」(『岩倉具視関係文書』二 一三九頁)。「岩倉公美記」中巻 五五二、五五五、六四四丁。「覚書」には「御東幸御留守中二八緒官新法被為立候儀成丈被差止候事」という一項があるが、具視が八月二五日に議定・参与に提出した東幸の要件に関する議案には「被為立候」以下が「相立候儀可成丈被差止度候」となっているのみの一項がある。

- (35) 「皇学校御用掛雑記」。「太政類典」第一編(『複製日本近代教育史料大系』第一巻 一五、一六頁)。「長谷川昭道伝」九頁。「百官履歴」一 四〇八頁。

- (36) 「皇学校規則」の六つの写書名と所在・所収は、「皇学校御規則」(敬雄編「栄木園類集」豊橋市中央図書館蔵)、「皇学校御規則」(鴨脚家文書 京都府立総合資料館蔵)、「皇学校御規則」(井戸松尾家文書 京都大学付属図書館蔵)、「皇学校御規則」(無窮会専門図書館蔵)、「皇学校規則」(文部省編「日本教育史資料」八 一九七〇年複製 臨川書店)、「規則書」(『複製大学規則書』)である。「皇学始末略」伊曾乃神社蔵。

- (37) 大久保利謙は「皇学校規則」について「十二月九日矢野より皇学校へ呈出を見、翌十日之を政府にも呈出するに至つたものと考へられる」としているが「京都に於ける皇学校創立の事情」(『国史学』第二六号 国史学会 一九三六年三月 四六頁)、「史料にした「皇学校御用掛雑記」の当該日の記事は「分課」に関するものである。「教官等之掟」については、大久保はそれを収めた矢野家文書中の「無表紙一冊十三枚」を閲覧しているが(同上書 四五頁)、その所在がわからないので、「矢野玄道」の引用(一五二、一五三頁)による。

- (38) 「法令全書」第一巻 三八八、三八九頁。「意見十三条」の所在は不明、引用は大久保利謙「明治初年の学校問題と皇学校」(二) (『歴史地理』第六九巻第二号 日本歴史地理学会 一九三七年二月 三一、四〇頁)による。「明治三年夏四月弁官への真弘・玄道の建議」(『天放雜纂』伊曾乃神社蔵)。「複製玉松操」(下) 六〇頁。

- (39) 「公文録」皇漢両学所之部(『複製日本近代教育史料大系』第六巻 二〇〇一年 二七、二八頁)。「政典」明治二年 京都府立総合資料館蔵。

- (40) 敬雄編『故草鹿紙宣隆神主從皇都書簡』豊橋市中央図書館蔵。田崎哲郎『地方知識人の形成』名著出版。一九九〇年。二二六、二二七、一五三頁。郷土豊橋を築いた先覚者たち編集委員会編。郷土豊橋を築いた先覚者たち。豊橋市教育委員会。一九八六年。一七〇、一七一頁。
- (41) 『太政類典』第一編(『編纂』)『新編』日本近代教育史料大系』第一卷。一四、二六頁)。「公文録』皇漢両学所之部(同上書)。第六卷。四六、一九三、一九四頁)。「職員総名簿』・「拜命録』(『大学校雑誌記』)。一八)。「午三月生徒生国人員姓名録』(同上書。一)。小林。西川吉輔。三五九、三六〇頁。
- (42) 『矢野玄道』一四五頁。「公文録』皇漢両学所之部(『新編』日本近代教育史料大系)。第六卷。一七、一八頁)。「日本近代史辞典』。六七六頁。
- (43) 『大聖君御一代書記』(『新編』平田篤胤全集)。第六卷。二〇〇一年。六〇三、六二二、六二〇頁)。「俗神道大意』(同上書。第八卷。二〇〇一年。三、二〇八頁)。
- (44) 近藤喜博編『白川家門人帳』。白川家門人帳刊行会。一九七二年。三八五頁。敬雄編『宋樹園類集』。豊橋市中央図書館蔵。
- (45) 「皇学校御用掛雑誌記。敬雄。皇学所出仕御用向手控』。豊橋市中央図書館蔵。
- (46) 係の誕生』第一書房。一九八七年。三六九頁。
- (47) 竹尾但馬(正頼)『参河国山中(舞木……筆者)八幡御宮御由緒書』。豊橋市中央図書館蔵。『白川家門人帳』。一二六頁。芳賀登・松本三之介校注『国学運動の思想』。岩波書店。一九七一年。四八八頁。
- (48) 『幕末三河国神主記録』。四三二頁。
- (49) 鈴木源一郎『東三河の排仏毀釈』。豊橋地方史研究会。一九七七年。六一、六八、七五、二二八、二二九頁。『幕末三河国神主記録』。九〇頁。
- (50) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』。第七卷。吉川弘文館。一九八六年。七九〇頁。『国学者伝記集成』。続編。二九四頁。
- (51) 『国学者伝記集成』。第二卷。一九七八年。一〇九八、一〇九九頁。八田知紀『調の説』。一八三七年(佐々木信綱編『続日本歌学全書』。第一〇卷。博文館。一九九九年。五四五、五四七頁)。知紀編・熊谷直好并『古今集正義総論補注論』。同并。『論』は一八四五年、「并』は一八四六年頃(信綱編『日本歌学大系』。第九卷。風間書房。一九五八年。三六一頁)。
- (52) 福島タマ『八田知紀』(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』。第一卷。光葉会。一九五六年。四七、四八頁)。「矢野玄道』。八〇頁。
- (53) 知紀『桃岡雑誌』・「同附録』(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』。第三期第二卷。吉川弘文館。一九七七年。四八九、四九一、四九八、五〇〇、五〇八、五一〇頁)。「幽郷真語』。およびその解題(『新編』平田篤胤全集)。第九卷。二〇〇一年)。
- (54) 市古貞次他編『国書人名辞典』。第三卷。岩波書店。一九九六年。二八頁。章甫『思ひの儘の記』(『日本随筆大成』。第一期第三卷。一九七五年。解題の一、二頁)。
- (55) 『皇学所御規則』。
- (56) 『国書人名辞典』。第一卷。一九九三年。四八〇頁。『新編』平田篤胤全集。別巻。三二八頁。
- (57) 羽倉敬尚『神道家薄井繁仲の事蹟顕彰』(『神道史研究』。第八卷第二号。神道史学会。一九六〇年三月。六三頁)。「国学者伝記集成』。第二卷。一二五四、一二五五頁。
- (58) 植松茂。植松茂岳』。第二部。愛知県郷土資料刊行会。一九八五年。三九八、四〇三、四八六、四七一頁。岸野俊彦『幕藩制社会における国学』。校倉書房。一九九八年。一九五、一九六、二〇九、二二五頁。

- (58) 武田元順を経て敬雄に届いた明治二年六月一日出の宣隆書簡(『故草鹿砥宣隆神主從京都書簡』)。
 (59) 『矢野玄道翁年譜』。
 (60) 『平田篤胤年譜』(田原嗣郎他校注『平田篤胤 伴信友 大國隆正』岩波書店 一九七三年)。
 (61) 『鶯栖園遺稿』下 渡辺重宣氏蔵。敬雄・佐野深寧宛明治二年六月二日七ツ時出繁樹書簡(『故草鹿砥宣隆神主從皇都書簡』)。「幕末三河神主記録」四七〇、四七一頁。
 (62) 『国学者伝集成』第二卷 九三五 九四二頁。大日本人名辞書刊行会『大日本人名辞書』第四卷 講談社 一九七四年 二八九五、二八九六頁。「故草鹿砥宣隆神主從皇都書簡」。
 (63) 「渡辺重石丸翁について」(竹下数馬『渡辺重石丸翁国本策解題』鮎書房 一九四四年)。「大日本人名辞書」第四卷 二八八八、二八八九頁。「鶯栖園遺稿」上。『新修平田篤胤全集』別巻 三五一頁。
 (64) 『国学書伝集成』続編 一一七、一一八頁。後醍院良望編『自凝舎後醍院真柱先生伝』後醍院良望 一九二九年 六三、六四、七三、一〇四 一一七頁。朝倉治彦編『明治官制辞典』東京堂出版 一九八七年 三三五頁。
 (65) 『東京御学校之事文通写』豊橋市中央図書館蔵。
 (66) 同右書。近藤恒次『時習館史』愛知県立時習館高等学校創立八十周年記念事業実行委員会 一九七九年 七五、七六頁。
 (67) 『東京御学校之事文通写』。
 (68) 『鶯栖園遺稿』下。「太政類典」第一編(『徳川集』)『日本近代教育史料大系』第一巻 一五、一六頁)。
 (69) 『藩史大辞典』第五巻 一九八九年 三八四、三八五頁。「故草鹿砥宣隆神主從皇都書簡」。「飯田武郷伝」(『日本書紀通釈』歌集引 二二四頁)。「鶯栖園遺稿」下。「東京御学校之事文通写」。
 (70) 『皇學所御規則』。「泊沼筆話」(『日本髓筆大成』第一期第七巻 二二七、二四五、二四六頁)。「三哲小伝」(有馬祐政・鳥野幸次編『賢哲伝』下 修養文庫刊行会 一九一九)。「玉禪」九之巻(『新修平田篤胤全集』第六巻 四八三、四八六、四八八、四八九頁)。
 (71) 「矮屋一家言」(松浦光修編『大國隆正全集』第八巻・補遺 国書刊行会 二〇〇一年 五九頁)。「夜麻登許々呂」豊橋市中央図書館蔵。「やまと」(『野村伝四郎編』大國隆正全集 第三巻 二〇〇一年 九頁)。「学統弁論」(『平田篤胤 伴信友 大國隆正』四八〇頁)。
 (72) 「大道或問」(『新修平田篤胤全集』第八巻 九一、九三頁)。
 (73) 「幕末三河国神主記録」四五一頁。「矢野玄道」一四八、一四九頁。
 (74) 「東坊城任長日記」宮内庁書陵部蔵。「漢学所御用掛」(敬雄編『宋樹園類集』豊橋市中央図書館蔵)。「鶯栖園遺稿」下。
 (75) 「漢学所仮規則」(『字體令大学規則書』)。
 (76) 尾形裕康『皇漢両学所の実態』(吉村正編『社会科学討究』早稲田大学社会科学研究所 第二号 一九五六年六月 三三三頁。大久保「明治初年の学校問題と皇学所」(一)「歴史地理」第六九巻第一号 一九三七年一月 五四、五五頁)。
 (77) 「故草鹿砥宣隆神主從皇都書簡」。
 (78) 「玉禪」一之巻 九之巻(『新修平田篤胤全集』第六巻 四三、五〇九 五一二頁)。
 (79) 『広石敬貞書写』天朝大帝国論稿 豊橋市中央図書館蔵。

- (80) 『鶯栖園遺稿』下。徳重浅吉。『維新精神史研究』立命館出版部 一九三四年 四二一、四三三頁。
- (81) 『鶯栖園遺稿』下。
- (82) 『故草鹿砥宣隆神主從皇都書簡』。
- (83) 『鶯栖園遺稿』下。『皇學御學校之事文通写』。「公文録」皇漢両学所之部(『續編』日本近代教育史料大系 第六卷 四六頁)。松尾為美「皇學所備忘」從明治元戊辰歲九月十九日・備忘(『皇學御學校之事文通写』)。「公文録」皇漢両学所之部(『續編』日本近代教育史料大系 第六卷 四六頁)。松尾為美「皇學所備忘」從明治元
- (84) 『国学者伝記集成』続編 四四三頁。『新平田篤胤全集』別卷 二九三頁。『百官履歴』一 二七〇、二七二頁。「角田忠行と明治維新」(阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂 一九九三年)。「矢野玄道」一五八頁。「皇學所備忘」・「備忘」。
- (85) 『古史徴』一之巻春(『新平田篤胤全集』第五卷 五二、五三頁)。
- (86) 『日本書紀通釋』第一 一九八一年 六 九頁。
- (87) 鈴木重胤『答問書』谷省吾氏蔵。「鈴木重胤略年譜」(谷省吾『鈴木重胤の研究』神道史学会 一九六八年)
- (88) 『答問書』。
- (89) 繁樹の書簡の書入れには、七月一〇日句読師任の堀内筑後介について「昨十日被仰付」とある。したがって書入れ日は一日になる。『皇學御學校之事文通写』。「故草鹿砥宣隆神主從京都書簡」。
- (90) 『幕末社会における国学』一三一、二二五、二〇九、二六三、二六四頁。「植松茂岳」第一部 一九八二年 五九 六一、三三九 三四一頁。『植松茂岳神代文字論』。
- (91) 『古史徴』一之巻春(『新平田篤胤全集』第五卷 二〇〇一年 三三三頁)。矢野太郎「矢野玄道の著書及び解題」(『伝記』第四卷第五号 矢野玄道五十年記念号 伝記学会 一九三七年五月 二七頁)。玄道「懲狂人」玄同社 一八八五年 二 五丁。
- (92) 官長「玉勝間」(大野晋編『本居官長全集』第一巻 筑摩書房 一九六八年 一〇四頁)。
- (93) 『故草鹿砥宣隆神主從京都書簡』。
- (94) 『日本史籍協会編』大久保利通文書 三 東京大学出版会 一九六七年復刻 三八 五六、五七頁。
- (95) 『岩倉公美記』中巻 六〇二、六〇三丁。『百官履歴』二 一六、一七、四五、四六、五〇、三〇九、三五二、三三三、四二九、五二五、五二六、五二八頁。「法規分類大全」第一編第一六官職門一四 一、二、四、五頁。『明治教育制度発達史』第一巻 九四、一〇六頁。『明治維新人名辞典』一五〇、三一九、三二〇、八七四、九六二頁。『三百藩家臣人名事典』第三巻 一九八八年 四三四、四三五頁。『藩史大事典』第六巻 一九九〇年 五九三頁。「松岡七助」(『御侍中先祖書系図牒』高知県立図書館蔵)。
- (96) 『公文録』皇漢両学所之部(『續編』日本近代教育史料大系 第六巻 二四、二七頁)。「公文録」京都学校之部(同上書 一九八頁)。「大久保利通文書」三五 八頁。「明治初年の学校問題と皇學所」(一)「歴史地理」第六九巻第二号 三九、四〇頁。「矢野玄道翁年譜」。平田鏡胤翁履歴。『幕末三河国神主記録』四六二頁。『鶯栖園遺稿』下。『神皇玉松操』(下) 五九、六〇頁。
- (97) 『公文録』大学校之部(『續編』日本近代教育史料大系 第六巻 八九、九〇頁)。「東京大学校御規則」豊橋市中央図書館蔵。
- (98) 『神皇玉松操』下 五六 五八頁。「皇學校御用掛雜記」。「皇學所備忘」大賀妙子校訂・編『幕末公家集成』新人物往来社 一九九三年

- 五七二頁。『鶯栖園遺稿』下。「明治初年の学校問題と皇学所」(二)、『歴史地理』第六九卷第二号 三六頁。『明治維新と国学者』二二〇、二四七頁。
- (99) 『明治教育制度発達史』第一卷 二二〇—二二六頁。『百官履歴』一 四三九頁。同上書二 三二〇頁。
- (100) 矢野玄道「一六一—一六四頁」。「明治三年夏四月弁官への真弘・玄道の建議」
- (101) 「明治初年の学校問題と皇学所」(二)、『歴史地理』第六九卷第二号 三一、三三頁。『矢野玄道』一五四—一五七頁。
- (102) 『鶯栖園遺稿』下。「備忘」。「皇学所御用掛意見書」(『岩倉具視関係文書』八 一九六—二八五—二八八頁)。
- (103) 『鶯栖園遺稿』下。「明治初年の学校問題と皇学所」(二)、『歴史地理』第六九卷第一号 三八頁。『矢野玄道』一五八、一五九頁。『メルマガジン』『長野』
- 3 長野郷土史研究会「二〇〇一年二月六日、近藤右京には「信濃遷都密旨」(慶応四年一月頃)がある。
- (104) 『矢野玄道』一六〇—一六一頁。
- (105) 「公文録」皇漢両学所之部(『編纂』日本近代教育史料大系)第六卷 四六、四七頁。『鶯栖園遺稿』下。